

International Association of Traffic and Safety Sciences



昭和61年度研究調査報告書

市民参加型交通安全キャンペーン
モデルの研究

昭和61年10月

<プロジェクトメンバー>

研究者

プロジェクトリーダー 岡 並 木（国際交通安全学会理事）
生 内 玲 子（交通評論家）
鈴 木 春 男（千葉大学文学部教授）
矢 橋 昇（交通評論家）

事務局

尾 崎 憲 一（国際交通安全学会主査）
門 脇 哲 朗（国際交通安全学会主任）
古 賀 聡 子（国際交通安全学会）
伴 野 博 章（国際交通安全学会）

目 次

研究の意義と目的, 方法	1
I 説得マニュアル効果測定調査の結果と分析	3
1. 「説得マニュアル」の特性と調査方法の概要	3
2. サンプルの特性	4
(1) 性・年齢	4
(2) 職 業	5
(3) 学 歴	5
(4) 交通安全をめぐる本人の役割	5
(5) シートベルトの着用・非着用	5
(6) 一般道での着用率の推測	5
3. シートベルト着用をめぐる所属集団の特性	6
(1) 着用を説得できる人数	6
(2) 周辺での着用率	6
(3) 着用をめぐる周辺の関心度合い・進行度合い	7
(4) 着用への有効策	8
4. 「説得マニュアル」への評価	10
(1) 「説得マニュアル」読了の程度	10
(2) 読後感と内容についての評価	10
5. 「説得マニュアル」の効果	15
(1) 読者への影響力	15
(2) 説得行動の効果	17
(3) マニュアルの利用法	18
II 法制化影響力調査の結果と分析	19
1. 調査方法の概要	19
2. サンプルの特性	21
(1) 性・年齢	21
(2) 職 業	21
(3) 運転頻度	22
(4) ベルト着用の有無	23
(5) 運転・着用をめぐるパターン	24

3. 法改正についての認知	24
(1) 法施行についての認知	24
(2) 法内容についての認知	26
(3) 認知の正確度	29
4. 法の効果	31
(1) 着用時期と法施行の関係	31
(2) 着用有無と着用時期	32
5. 法施行以前着用者の分析	34
(1) 着用度合い	34
(2) 着用動機	37
6. 法施行後着用者の分析	37
(1) 着用動機	37
(2) 法施行の与えた影響	42
7. 非着用者の分析	45
(1) 非着用者の特性	45
(2) 非着用の理由	45
8. 一般道着用義務化への評価と今後のシートベルト対策	47
(1) 一般道着用義務化への評価	47
(2) 法廃止時の態度	50
(3) シートベルトの効果をめぐる意識 —事故時効果と予防効果—	54
付 録	58

研究の意義と目的, 方法

交通安全運動のマンネリ化が指摘されるようになって久しい。それは、運動のあり方が、そして内容が、建て前論に墮して、国民の心を動かす力を失ったということではないのか。

歩行者を、自転車利用者を、バイク・ライダーを、自動車利用者を、交通事故にまきこまないために、ルールが必要なことは当然だし、人々がそのルールを知り、かつ人々がそのルールに習熟することは大切だ。

安全運動の目的は、人々にそのルールへの関心を起させ、ルールに習熟してもらうきっかけを作ることにあつたはずだ。そして、交通事故が急増した昭和30年代から40年代にかけては、国民も事故に対して大きな関心を持っていたし、交通安全運動の関係者もそれだけの危機感と、熱意を持っていたから、たとえ多少は建て前的な点があつたにしても、運動によって、安全への関心を、何歩かは進めることができた。

しかし、その交通安全運動が浸透力を失いかけていま、国民が改めて、安全への関心を高めることができるような運動のあり方を、さがす必要があると考え、このプロジェクトを始めることにした。

これまでの国際交通安全学会の活動は、研究の成果を研究者や行政機関、あるいは民間団体が十分に利用してくれることを前提にして行われてきた。しかし私たちは私たち自身の問題として、研究の成果をどのような形で一般社会に活かしていくのかといった問題にも関心をもつに至った。「二輪車交通教育の実践モデル研究」^{*1}もその例の一つだが、私たちプロジェクトチームは研究の成果を実際に活用し、生かすための手法づくり(キャンペーン)の研究をすることになり、一つのテストケースとして「シートベルト着用推進」をとりあげたのである。

高速道路における非着用ドライバーには、1点の行政処分点が科せられる、という旨の法案が国会に提出されていたのは、ちょうどこの時だった。シートベルト着用問題は社会的関心を集めていたわけだが、それ以上にシートベルトの着用は仮に法律で着用を強制しても、着用の必要性を本当に理解してもらえなければ、完全な効果は期待できないという問題意識が私たちには強かった。^{*2}

一口に市民といっても、関心の持ち方、理解の仕方はさまざまである。とりわけ交通問題の場合、事実を知らせ、関心を持ってもらうところまでは、従前のような型のキャンペーンでも進むのだが、それだけでは「行動」に至らない。どこかで、その人の考え方を転換させる動機づけの機会が必要なのである。したがってシートベルト着用に対しても、一様の仕方で、一様の動機づけをすることは不可能である。誰に、どんな形で、どんな内容を、伝えるかを、分類して考える必要があろう。

そこで、最初の一步として、すでにベルトを着用している人々を、オピニオンリーダーになり得る可能性を持つ人々と考え、そのリーダーが、周囲の人々を着用の習慣にまき込んで行くことはできないか、と考えた。そして、まず、そのオピニオンリーダーにとって、参考になると考えられる

資料を、マニュアルとして作成することにした。

その書き方は、押しつけがましくなり勝ちな「ベルト着用入門書」式ではなく、「あなたがすでに十分理解しているように……」という視点に立ち、リーダーが、“度忘れ”した知識を補う資料として使えるように、全体をまとめるよう努めた。^{*3}

こうして出来上がったのが『YES./シートベルト1985 —すでにシートベルトをしているあなたへ—』である。

私たちはこの説得マニュアルを7万部余り作り、関係諸団体に有償で配布した。昭和60年7月に発行された同マニュアルは、高速道路における非着用ドライバーに1点の行政処分点が科せられるようになった9月1日の直前に読まれたことになる。

法による強制着用化という波をかぶりながら、個々人はシートベルトの着用をどう受けとめてきたのか。また着用を勧めている説得マニュアル『YES./シートベルト1985』を読んで何を感じ、実際にどのくらいの人が周辺への着用説得運動をおこしていったかは、大いに関心のあるところであった。

そこで私たちはシートベルトの着用実態と説得マニュアルの効果測定調査を行った。さらにその後、法制化による着用への影響を的確に把握するための調査も併せて実施したのである。

シートベルトを着用するようになったのは法改正前か、後か。そのきっかけは何だったのか。また法がなかったらシートベルトはしめなかったか、等々を問うたこの法制化影響力調査は、60年12月のプリテストを経て、翌61年5月に本格的に実施された。

このレポートはこれら2つの調査——『YES./シートベルト1985』の効果測定調査と法制化が着用行動に与えた影響力調査——の結果から、「市民参加型交通安全キャンペーンモデル」の輪郭を描こうとするものである。

*1 昭和58年度国際交通安全学会 自主研究（長江啓泰 PL）。

*2 昭和58年度国際交通安全学会 総理府委託研究「シートベルト着用推進に関する研究」（野口薫 PL）参照。

*3 西ドイツ DVR 「アクション・シートベルト'83, 指導者用セット」を参考にした。

I 説得マニュアル効果測定調査の結果と分析

1. 「説得マニュアル」の特性と調査方法の概要

『YES/シートベルト1985 —すでにシートベルトをしているあなたへ—』は、その副題にあるように「シートベルトの重要性を十分理解していて、すでに着用しているあなたを中心に、なって周辺の人を説得して下さい」というトーンでまとめられている。シートベルトの効果、正しい着用の仕方など、シートベルトに関する知識を教えようとするのではなく、その人（読み手）が自分の知識を再確認した上で、自信をもって着用説得行動をおこしたくなるようなきっかけを与えようとしているのである。だから、着用を相手に納得させるためのコツとして、対話をうまく運ぶためのポイントや、相手の反論にあった場合を想定しての問答集、そしてわが国の身近なデータをふんだんにもり込んだ資料集を一冊のマニュアルとして使えるようにした。

私たちプロジェクトチームは、このマニュアルをまず表I-1に示されている人々に読んでもらった。彼らは安全運転管理者、JAFのモニター、交通安全運動を自主的に展開しているグループのメンバー、またマニュアルのことを国際交通安全学会の研究報告会などで知り、自ら購入を希望してきた人たち等、そのほとんどがすでにシートベルトを着用していて、オピニオンリー

表I-1 説得マニュアル効果測定調査対象者と調査時期および回収率

調査票配布先	配布時期	配布数	回収率()実数	マニュアル配布時期
埼玉県安全運転管理者	60.9/4	112	33.9% (38)	60.8/26
埼玉県安全運転副管理者	9/4	102	55.9 (57)	8/26
ホンダユーザー	10/4	158	30.4 (48)	8/26
JAF関係者(モニターなど)	9/4	30	70.0 (21)	8/26
瀬戸市・豊田市交通安全グループ	9/5	30	83.3 (25)	8/ 2
「YES/…」希望者(購入希望)	9/4	28	82.1 (23)	7月～9月
合計		460	46.1 (212)	
<別集計>				
プロドライバー < タクシー ハイヤー	10/16	60	48.3% (29)	60.9/4
		30	53.3 (19)	

ダーになり得ると思われる人々である。

私たちは、これらの人々に一般ドライバーを加えた460名に対して調査を行った。マニュアルを郵送してから、約1週間ないし10日後の60年9月初旬、あるいは10月初旬に調査票を郵送した

ところ、寄せられた回答は 212 票、回収率は 46.1%，メールサーベイとしてはまずまずの結果だった。

私たちはこの調査で、シートベルトの着用実態を把握すると同時に、マニュアルを読んだ人々の読後感、実際に着用説得行動をおこしたか否か等、マニュアルの効果がどの程度あったかを探ろうとしたのである。

また、これとは別に大手のタクシーとハイヤーの両ドライバーに対しても同様の調査を行った。

マニュアルを9月初旬に読んでもらい、調査票は10月半ばに留め置き形で配布した。回収率は、タクシードライバー＝60票中29票で48.3%，ハイヤードライバー＝30票中19票で、63.3%であった。この結果は、先のメールサーベイとは別途に集計し、プロドライバーの意識として別に言及することにしたい。

調査票そのものは、巻末付録1に掲載するが、調査項目のみを列記すると以下ようになる。

Q 1. 一般道での着用率の推測

S Q 1. 周辺での着用率の推測

Q 2. 着用をめぐる周辺の関心度合い・進行度合い

Q 3. 着用への有効策

Q 4. 「説得マニュアル」読了の程度

Q 5. 「説得マニュアル」の読後感

S Q 1. 内容についての評価

S Q 2. 改善すべき点

Q 6. 読後の態度変容

S Q 1. 説得行動の成果

Q 7. 「説得マニュアル」の利用方法

Q 8. 性別、年齢

S Q 1. シートベルトの着用・非着用

S Q 2. 着用を説得できる人数

S Q 3. 交通安全をめぐる本人の役割

S Q 4. 職業

S Q 5. 学歴

2. サンプルの特性

(1) 性・年齢

有効サンプル 212 票のうち、男性は 85.9% (182 人)、女性 12.7% (27 人)、不明 3 人で 9 割近くを男性が占めている。年齢別では、40 代男性がもっとも多く 25.5% (54 人)、次いで 30 代男性が 25% (53 人)、以下 50 代男性 17.9% (38 人)、20 代男性 10.4% (22 人) となっている。女性については、サンプル数が少ないので、40 歳未満か、40 歳以上かで区切

ったところ、それぞれ6.6%、6.1%とほぼ同率であった。

(2) 職 業

大企業または官庁の事務、販売、サービスに従事している事務的職業従事者が20.8%（44人）でトップ、管理的職業がそれに次いで17.0%（36人）となっている。その次が医者や教師などの専門的職業で14.6%（31人）。中小企業の事務的職業従事者（事務、販売、サービス）が4番めに多い13.2%（28人）だが、生産的職業従事者（生産現場、技術的職業従事者）は、大企業、中小企業ともそれぞれ4.7%（10人）、5.7%（12人）、と低率である。主婦、学生、無職は23人で10.9%を占めている。

残念ながらこの調査には、農林漁業従事者はひとりも含まれていない。

(3) 学 歴

学歴についてみると、高等専門学校、短大、大学、大学院を卒業した者が44.3%（94人）で、ほぼ半数近くを占めている。その次が新制高校・旧制中学を卒業した者で、41.0%（85人）である。

小学校、新制中学を卒業した者は、わずか7.1%、10人となっている。

(4) 交通安全をめぐる本人の役割

では、直接交通安全にかかわる場面では、どのような役割を果たしているのだろうか。

もともとこの調査では、配布した調査票460票中214票の回答を安全運転管理者ならびに副管理者に依頼したので、当然の結果ではあるが、安全運転管理者または副管理者として、日頃から交通安全を心がけている者が44.8%（95人）で、4割以上を占めている。また職場の管理職を務める者26.9%（57人）を、立場上、当然交通安全には注意を払うべき役割にあると見なせば、7割以上が交通安全運動において指導的立場にある、というわけだ。

その他、交通安全活動をしているグループのメンバーが13.7%（29人）、職場の交通安全指導者が10.8%（23人）で、運行管理者の3.8%（8人）を含めると、ほとんどが日頃から、何らかの形で交通安全問題にかかわっていることがわかった。

(5) シートベルトの着用・非着用

シートベルトの着用の実態はどうだろうか。

さすがに、ふだんきちんと着用している者は88.2%（187人）にのぼっている。これは85%以上が交通安全に関して、指導的立場にあることを考え合せると、当然の結果と言うべきだろう。

シートベルト非着用者は212人中の20人、9.4%だった。

(6) 一般道での着用率の推測

「一般道の着用率は全国的に見て何%ぐらいだと感じていますか」という質問に対しては、26～35%とみなしている者が29.7%（63人）。以下36～50%が18.4%（39人）、16～25%、あるいは6～15%くらいだろうと思っている者がそれぞれ17.0%（36人）で同率だった。つまり、80%以上の者は一般道における着用率は50%を越えていないと推測している

のである。

ちなみに一般道着用率を51～65%くらいと思っているのは6.1%（13人）、66～80%、もしくはそれ以上だという者は5.7%（12人）である。

3. シートベルト着用をめぐる所属集団の特性

(1) 着用を説得できる人数

ひとりの人間が、シートベルト着用、という実際の行動に至るまでの過程にはたらきかける核として、説得マニュアル『YES/シートベルト1985』を作成したことは、すでに述べたとおりである。

私たちの意図は、いわゆるロコミの中心人物たちにオピニオンリーダーとして日常活動の中で、このマニュアルを利用してほしいという点にあった。そこで、何人にシートベルトの着用を直接説得できるかをたしかめたところ、次のようなことがわかった。

自分で直接説得できるのは5人以下だろう、という者が21.7%（46人）で一番多く、その次が6人から10人程度の19.3%（41人）である。4割がロコミで着用を説得しやすい環境にいることになる。以下21人から50人までと、51人以上が両者とも18.4%（39人）で、きわだった差はみられなかった。ただ、女性は5人から10人という少数派が59.3%、6割近くを占めているのに対し、男性の場合は、21人以上が54.4%と、男性の方が自分の周辺に説得できる人を多くもっている。

(2) 周辺での着用率

では、職場や地域など、自分の周辺における着用率はどのくらいだと思われているのだろうか。

表I-2は周辺の着用率推定値を同じく周辺のシートベルト着用に向っての関心の程度別にクロス集計したものであり、表I-3は、一般道における着用率推定値を当人の着用・非着用別にクロス集計したものである。着用率は平均的にみると50%くらいだと思われている。この数字は一般道における着用率の推定値より大きくなっており、自分の職場・地域の方が、一般道における全国的着用率よりも高い、という自信のあらわれだと思える。ことにプロドライバーにその傾向が強い。また、自分が着用していると全国的に着用率も高いと考え、逆に着用していないと着用率も低いと思える傾向がある。

シートベルトの普及の過程が、周辺の人々がシートベルトに対して全く無知であり、無関心であるという状態からはじまって、次の段階として情報を人々が仕入れるようになり、さらに着用に対して興味関心をもちはじめ、次には着用してみようという気持になり、試行してみて、実際の着用が行われる、ということが仮説として想定されるのであるが、着用に向けての周辺の関心の度合い（普及過程の各段階が設定してある）と普及率との関係を見ると、普及率の低いところでは無知、情報だけという段階であり、普及率が高まるにつれ、関心、気持の上で着

表 I - 2 あなたの周辺での着用率は何パーセントぐらいだと思いますか

(単位：%)

		～5%	～15%	～25%	～35%	～50%	～65%	～80%	81%以上
回答者計		6.13	▽ ⁵ 12.26	▽ ⁴ 12.74	▽ ² 14.62	▽ ¹ 20.75	8.96	▽ ³ 14.15	9.43
着用周 辺への 関心	全く無知	0.00	40.00	20.00	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	情報だけ	11.54	15.38	19.23	26.92	15.38	3.85	7.69	0.00
	関心の高まり	9.80	21.57	17.65	15.69	23.53	7.84	1.96	1.96
	気持の上で着用	8.89	8.89	20.00	17.78	20.00	4.44	11.11	8.89
	試しに着用	2.38	7.14	7.14	9.52	30.95	19.05	19.05	4.76
	実際に着用	0.00	4.65	0.00	4.65	13.95	9.30	32.56	30.23
プロ ド(別 ライ 集計 パ)	タクシードライバー	0.00	0.00	0.00	0.00	6.90	3.45	20.69	68.97
	ハイヤードライバー	0.00	21.05	0.00	10.53	10.53	5.26	15.79	36.84

表 I - 3 一般道での着用率は全国的に見て何パーセントぐらいだと感じていますか

(単位：%)

		～5%	～15%	～25%	～35%	～50%	～65%	～80%	81%以上
回答者計		5.19	▽ ³ 16.98	▽ ³ 16.98	▽ ¹ 29.72	▽ ² 18.40	6.13	3.77	1.89
ベル ト非 着用 ・	着用している	4.28	16.58	16.58	28.88	19.25	6.95	4.28	2.14
	着用していない	15.00	25.00	20.00	35.00	5.00	0.00	0.00	0.00
プロ ド(別 ライ 集計 パ)	タクシードライバー	0.00	0.00	17.24	41.38	20.69	17.24	3.45	0.00
	ハイヤードライバー	0.00	10.53	10.53	26.32	26.32	10.53	10.53	5.26

用といった段階に移り、さらに普及率が進んでいるところでは、周辺の人々の多くが試しに着用とか実際に着用とかの段階に進んでいることがわかる。したがってシートベルトの普及をめぐるわれわれの仮説はほぼ妥当なものであることが示されたわけである。

(3) 着用をめぐる周辺に関心度合い・進行度合い

本調査を実施したのは、昭和60年9月から10月にかけてである。ちょうど高速道路における非着用ドライバーへ行政処分が科せられるようになった直後だったので、シートベルト着用へ向けての社会的関心は高まっていて当然だった。

たしかにこの時点で、自分の周辺はシートベルトに関して全く知らなかったり、情報だけしか知らない段階にとどまっているのではなく、関心はもっと高まっており、気持の上ではもう十分着用する気になっている、さらにすすんで試しに着用してみた、実際に着用している、と思っている者もかなり多くなっている。具体的には、「ほとんどの人がシートベルト着用に対して全く無知であり、道路交通法のシートベルトに関する部分が改正されたことを知らない人が多い」とする回答は全体の2.4%しかなく、「シートベルトに関する情報だけは、最近多くの人々に知られるようになってきている」とする者が12.3%となっている。これはいわば注目段階にとどまっているケースといえる。さらにその段階を過ぎて「着用に結びつくかどうかは別として、シートベルトについての関心だけは高まってきている」とする興味関心段階が24.1%、さらにそれを過ぎて「シートベルトをしないことの危険性はよく知られ、気持の上では着用しようという気になっている」という欲求段階が21.2%、またその上の段階である「かなり多くの人々がシートベルトを試しに着用してみるという行動に出はじめている」という試行段階だとする者が19.8%、最終段階としての「実際に着用している人が非常に多くなっている」とする実行段階にまで進んでいる者が20.3%となっているのである。

(4) 着用への有効策

シートベルト着用への有効なきっかけとして、もっとも効果的なものを選んでもらった結果を示したのが表I-4である。実際にシートベルトを着用する、という行動をおこすきっかけとしては、「法による強制」が有効だとする者が41.5%と一番多い。これは明らかに法施行直後の調査だったことの影響を強く受けたためだと思われる。そればかりでなく、集団主義的傾向の強い日本社会では、他の人が法で縛られるなら、自分が縛られても仕方ないという意識が強くはたらいたからだ、ともいえるのではないだろうか。

周辺の着用率との関係でみると、地域・職場での着用率の高いところでは、地域・職場での半強制的な着用運動が有効だとする回答が多いが、これは自分の職場や地域での着用運動が効果を奏したからこそ、着用率が上がっているということだろう。逆に着用率の低いところでは、「自覚」など抽象的回答が多くなっている。また着用率5～50%のレベルでは「法」、25～65%では「マスコミのキャンペーン」が有効とされている。

シートベルト着用へむけての関心の度合いによって、何を着用行動に至るきっかけとして有効とみなすかは、ある程度パターン化できそうである。認知レベルでは法・マスコミが有効、欲求レベルでは人からの説得・事故体験、実行レベルは着用推進運動・マスコミ・法による強制、が有効という結果になっている。

性・年齢別では、男子中高年層は、他の年齢層にくらべ地域・職場などでの推進運動や講習

表 I-4 シートベルト着用のきっかけとして有効なケースはどのケースだと思いますか (単位：%)

		地域・職場での半強制的な着用運動	安全運転に関する各種講習会や教習所での説得	自分の役割, 立場からくる自覚	知人・友人・親族など身近な人からの説得	身近な人の実際の着用	自分または身近な人の事故体験	マス・コミの着用キャンペーン	法律による強制
回答者計		▽ 17.45	4.25	8.02	3.30	7.80	▽ 12.26	5.66	▽ 41.51
地域・職場での着用率	～ 5%	7.69	0.00	23.08	0.00	0.00	23.08	0.00	38.46
	～ 15%	11.54	7.69	11.54	0.00	11.54	7.69	3.85	46.15
	～ 25%	14.81	3.70	3.70	3.70	3.70	25.93	0.00	44.44
	～ 35%	12.90	6.45	6.45	3.23	6.45	6.45	9.68	48.39
	～ 50%	9.09	2.27	9.09	4.55	11.36	6.82	6.82	50.00
	～ 65%	26.32	5.26	15.79	0.00	5.26	15.79	10.53	21.05
	～ 80%	23.33	3.33	3.33	6.67	6.67	16.67	6.67	33.33
81%以上		45.00	5.00	0.00	5.00	5.00	5.00	5.00	30.00
着用への周辺の関心	全く無知	20.00	0.00	20.00	0.00	0.00	20.00	0.00	40.00
	情報だけ	15.38	3.85	7.69	3.85	7.69	7.69	7.69	46.15
	関心の高まり	11.76	5.88	9.80	0.00	9.80	13.73	1.96	45.10
	気持の上で着用	17.78	4.44	8.89	6.67	2.22	17.78	2.22	40.00
	試しに着用	23.81	2.38	4.76	4.76	11.90	14.29	4.76	33.33
実際に着用		18.60	4.65	6.98	2.33	4.65	4.65	13.95	44.19
性・年齢	20歳代 男	13.64	0.00	4.55	4.55	4.55	22.73	0.00	50.00
	30歳代 男	13.21	3.77	7.55	1.89	7.55	9.43	7.55	47.17
	40歳代 男	20.37	5.56	9.26	5.56	7.41	12.96	1.85	37.04
	50歳代 男	26.32	5.26	5.26	0.00	0.00	13.16	2.63	47.37
	60歳以上 男	25.00	6.25	6.25	0.00	6.25	0.00	18.75	37.50
	40歳未満 女	0.00	0.00	0.00	0.00	28.57	28.57	7.14	35.71
40歳以上 女		7.69	0.00	30.77	15.38	7.69	0.00	15.38	23.08
ベルトの着用	着用している	17.65	4.28	8.02	3.21	7.49	12.30	6.42	40.11
	着用していない	15.00	5.00	5.00	5.00	5.00	15.00	0.00	50.00
プロドライバー(別集計)	タクシー ドライバー	39.73	17.24	24.14	3.45	0.00	3.45	0.00	13.79
	ハイヤー ドライバー	21.05	21.05	15.79	0.00	0.00	0.00	0.00	42.11

会などを有効と考え、女子中高年齢層は自己の役割の自覚、身近な人からの説得に重きをおいている。女子の40歳未満は、身近な人の実際の着用に影響を受けるケースが多いと見ている。

性別を問わず、若い人は身近な人の事故体験をあげ、高年齢者はマスコミのキャンペーンをあげている。

プロドライバーの意識は、大分異なっている。とくにタクシードライバーは、法による強制をあまり認めていない。地域・職場での推進運動、講習会での説得、本人の自覚等に期待する声が高い。これは実際に職場での運動や指導がよく行われているからだろう。

4. 「説得マニュアル」への評価

(1) 「説得マニュアル」読了の程度

シートベルトの着用をはたらきかける核として作成した「説得マニュアル」が、どの程度熱心に読まれたかは、この研究の成否に直接かかわってくることもあって、私たちプロジェクトチームの大きな関心事であった。

表I-5に示されている『YES! シートベルト1985』の読了の程度であるが、4分の1強の者がていねいに読んでくれている。その傾向は、男女とも高年齢者に強い。

おもしろいのは、ていねいに読んだ者は、周辺の着用率の極端に低いところから非常に高いところまで、着用率にかかわらず分散しているのに、自分が着用している場合の方が、ていねいに読む確率が高いことである。自己を補強する情報は受け入れる、という人間のもつ性向がよくあらわれている、といえるだろう。

また、運行管理者、職場の交通安全指導者等はいねいに読んでくれているのに、安全運転管理者や副管理者が、あまりていねいに読んでいないのは、問題である。

プロドライバーには、さすがにていねいに読んでいる者が多い。

(2) 読後感と内容についての評価

① 読後感

では、マニュアルの読者はこれをどのように評価しているのでしょうか。「非常によかった」、「かなりよかった」、「ふつう」、「ちょっと期待はずれ」、「全く期待はずれ」の5段階評価の結果を示したのが表I-6(12頁)である。全体的に見ると、「かなりよかった」と評価している者が過半数を占めている。

周辺の着用率で見ると、着用率の非常に高い場にいる者からは高い評価が得られているが、逆に着用率の極端に低い場にいる者からは「期待はずれ」の声も少しあがっている。この着用率の高低によって評価が二分される傾向は、自分自身もまたシートベルトを着用している者の方が高い評価を与えているという結果に通じるものがある。この場合も、着用している自分を補強してくれる情報なので、評価が高くなっているものと考えられるが、この説得マニュアルが、すでにシートベルトを着用している人を対象にし、オピニオンリーダーとして

表I-5 『YES/シートベルト1985』を読みましたか

(単位：%)

回 答 者 計		かなりてい ねいに読ん だ	ザッと眼を 通す程度に 読んだ	一部分だけ 眼を通した	もってはい るが、まだ 読んではい ない	もっていな い
		▽	▽			
回 答 者 計		26.89	45.75	5.66	6.13	14.62
地域・ 職場での 着用率	～ 5 %	46.15	30.77	0.00	0.00	23.08
	～ 15 %	11.54	57.69	11.54	7.69	11.54
	～ 25 %	25.93	37.04	3.70	14.81	18.52
	～ 35 %	19.35	58.06	3.23	9.68	9.68
	～ 50 %	31.82	45.45	6.82	2.27	9.09
	～ 65 %	21.05	57.89	5.26	5.26	10.53
	～ 80 % 81 % 以上	30.00 40.00	40.00 35.00	6.67 5.00	6.67 0.00	16.67 20.00
性 ・ 年 齢	20歳代 男	22.73	68.18	0.00	0.00	9.09
	30歳代 男	22.64	41.51	11.32	11.32	11.32
	40歳代 男	20.37	61.11	3.70	1.85	12.96
	50歳代 男	39.47	18.42	10.53	7.89	23.68
	60歳以上 男	37.50	43.75	0.00	0.00	12.50
	40歳未満 女	14.29	57.14	0.00	14.29	14.29
	40歳以上 女	46.15	38.46	0.00	7.69	7.69
着用 ・ 非 着用 の 明	着用している	28.88	44.39	6.42	6.42	13.37
	着用していない	10.00	65.00	0.00	0.00	20.00
	不明	20.00	20.00	0.00	20.00	40.00
説 得 で き る 人 数	～ 5 人	10.87	65.22	4.35	10.87	6.52
	6 ～ 10 人	29.27	53.66	2.44	2.44	12.20
	11 ～ 20 人	17.24	44.83	0.00	10.34	27.59
	21 ～ 50 人	30.77	43.59	10.26	5.13	10.26
	51 人以上	48.72	25.64	7.69	0.00	17.95
現 在 の 役 割	安全運転管理者	24.39	36.59	7.32	0.00	29.27
	安全運転副管理者	20.37	48.15	9.26	7.41	14.81
	運行管理者	50.00	25.00	0.00	0.00	25.00
	職場の交通安全指導者	47.83	30.43	0.00	0.00	21.74
	地域の交通安全指導員	40.00	40.00	20.00	0.00	0.00
	交通安全活動グループ	34.48	51.72	3.45	0.00	6.90
	学校の先生	40.00	40.00	0.00	0.00	20.00
	職場の管理職 その他	22.81 29.41	45.61 50.00	5.26 0.00	1.75 11.76	24.56 8.82
プ ロ ド ラ イ (別集計)	タクシードライバー	48.24	37.93	3.45	0.00	10.34
	ハイヤードライバー	56.63	36.84	5.26	0.00	5.26

表 I-6 『YES/ シートベルト 1985』を読んでどう感じましたか

(単位：%)

		非常に よかった	かなり よかった	ふつうだ	ちょっと期 待はずれだ った	全く期待は ずれだった
回 答 者 計		▽ 18.29	▽ 52.44	▽ 23.78		
地域・職場での着用	～ 5 %	10.00	60.00	10.00	10.00	10.00
	～ 15 %	19.05	52.38	23.81	4.76	0.00
	～ 25 %	5.56	55.56	33.33	5.56	0.00
	～ 35 %	8.00	56.00	28.00	4.00	4.00
	～ 50 %	20.00	48.57	25.71	2.86	2.86
	～ 65 %	18.75	56.25	25.00	0.00	0.00
	～ 80 %	34.78	43.48	17.39	4.35	0.00
	81 % 以上	25.00	56.25	18.75	0.00	0.00
マニ ニ ア ル の 程 度	ていねいに読む	35.09	59.65	5.26	0.00	0.00
	ザッと眼を通す	9.37	48.96	33.33	5.21	3.12
	一部だけ眼を通す	9.09	45.45	36.36	9.09	0.00
	読んでいない } 非該当 もっていない }	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ペ用 ル・非 ト着用 着用	着用している	19.73	55.78	20.41	2.72	1.36
	着用していない	6.67	20.00	53.33	13.33	6.67
説 得 で き る 人 数	～ 5 人	10.81	40.54	35.14	8.11	5.41
	6 ～ 10 人	17.14	48.57	28.57	2.86	2.86
	11 ～ 20 人	11.11	61.11	27.78	0.00	0.00
	21 ～ 50 人	12.50	68.75	18.75	0.00	0.00
	51 人以上	34.38	46.88	12.50	6.25	0.00
ブ ロ ド ラ イ バ ー (別 集 計)	タクシードライバー	15.38	42.31	42.31	0.00	0.00
	ハイヤー 드라이バー	38.89	55.56	5.56	0.00	0.00

周辺の人を説得してもらうためにつくられたものであることからすれば、その目的はかなり果たされていると見ることができる。

また、説得できる対象者を数多くもっている者の評価が高い、という結果は意外だった。なぜなら、口コミの中心人物たち、すなわちそれほど多くの対象者をもたない人たちに、日

常活動の中でオピニオンリーダーとしてこの説得マニュアルを利用してほしいという意図をわれわれはもっていたからである。説得できる人数がそれほど多くない層に評価されるには、どうしたらよいかの検討が必要である。

当然の結果なのかもしれないが、ていねいに読んだ者からは「非常によかった」と高い評価がなされている。それほどていねいに読んでいない者の場合には、「ふつう」または、ネガティブな評価が平均値を上まわっている。

プロドライバーに関しては、ハイヤードライバーの方がタクシードライバーより評価が高い。

② 感銘を与えた箇所

マニュアルは、①「すでにシートベルトをしているあなたへ」という呼びかけで、シートベルトに関する知識を再確認してもらう部分、②「シートベルト着用を納得させるには、何よりも相手との対話が大切なのです」として、着用説得のコツと対話をうまく運ぶためのポイントを説明している部分、③シートベルトに関する疑問と答えの部分、④資料編、の4つから構成されている。

表I-7(14頁)は、マニュアルのどの部分が一番良かったか、に答えてもらった結果である。

内容的には、シートベルトに関するQ & Aの部分に対する評価が一番高く、次いで、オピニオンリーダーのあり方について述べた対話技法の部分に対する評価が高くなっている。

ていねいに読んだ者は、さすがに、すべてよいという評価を多く与えているが、それと同時に、周辺の人を説得するためのマニュアルというこの冊子の目的をよく理解し、対話技法の部分に高い評価を与えている。

それ程ていねいに読んでいない者の場合には、Q & Aないしは巻末の資料部分に対する評価が高くなっている。

一部だけ眼を通した者が、最初の部分である「すでにシートベルトをしているあなたへ」に高い評価をしているのは、最初のそこしか読まなかったと見ることもできるが、逆の見方をすれば、一部しか読んでいない者でも対話技法、Q & A、資料の部分を評価する声が高く、このマニュアルは我田引水かも知れぬが大変よく読まれたと見なせると思う。

男性の40代以上からはすべてよかったとの評価を割合高くもらっている。また、60歳以上を除く男性からは対話技法の部分に高い評価が与えられている。

女性（および若い男性）には、一般にQ & Aが好かれるようである。

シートベルトを着用している者に、対話技法の部分があまり評価されていないのは、このマニュアルの目的からいって少々ショックである。検討の必要があろうと思われる。

③ 改善すべき点

説得マニュアルの内容に関して、改善すべき点を自由記入の形で書いてもらった。

一番目立ったのは、シートベルトが有効な場合、無効な場合のそれぞれの事故例を入れて

表I-7 『YES/シートベルト1985』のどの部分がとくに良いと感じましたか

(単位：%)

		「すでにシートベルトをしているあなたへ」の部分	「シートベルト着用を納得させるには、何よりも相手との対話が大切なのです」の対話技法の部分	シートベルトに関する疑問と答えの部分	巻末にのっている資料部分	その他	すべてよかったのですがどの部分とはいええない
回答者計		▽ 18.54	▽ 21.19	▽ 33.11	14.57	1.32	11.26
マニユのアル程読了度	ていねいに読む	17.86	23.21	28.57	8.93	1.79	19.64
	ザッと眼を通す	18.82	18.82	36.47	17.65	1.18	7.06
	一部だけ眼を通す	20.00	30.00	30.00	20.00	0.00	0.00
	読んでいない	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	もっていない	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
性・年齢	20歳代 男	11.76	23.53	41.18	17.65	0.00	5.88
	30歳代 男	13.89	27.78	30.56	19.44	2.78	5.56
	40歳代 男	21.43	23.81	26.19	14.29	0.00	14.29
	50歳代 男	12.50	25.00	20.83	12.50	4.17	25.00
	60歳以上 男	30.77	7.69	30.77	15.38	0.00	15.38
	40歳未満 女	11.11	11.11	66.67	11.11	0.00	0.00
	40歳以上 女	40.00	0.00	60.00	0.00	0.00	0.00
ベ用・非着用の着用	着用している	19.71	19.71	32.12	15.33	1.46	11.68
	着用していない	8.33	33.33	41.67	8.33	0.00	8.33
説得できる人数	～ 5人	22.58	25.81	29.03	22.58	0.00	0.00
	6～10人	10.00	20.00	33.33	16.67	3.33	16.67
	11～20人	22.22	33.33	38.89	0.00	0.00	5.56
	21～50人	21.88	18.75	31.25	15.63	3.13	9.38
	51人以上	16.67	16.67	33.33	13.33	0.00	20.00
プロドライバー(別集計)	タクシードライバー	23.08	7.69	50.00	7.69	0.00	11.54
	ハイヤードライバー	33.33	11.11	38.89	5.56	0.00	11.11

ほしい、という要望である。これと類似したものとして、体験者の生の声をききたい、着用者・非着用者の座談会を設けてほしい、というのがある。これらは、シートベルトの効果や着用することの意義は、頭ではわかっているとしてもその信憑性が確認できないことに対する不安を代弁するものといえるのではないだろうか。

シートベルトのハード面の記述に関する要望も多い。ベルトを着用することによる違和感や圧迫感、とくに女性の場合、身長が低くて物理的に正しく着用できないなど、技術面の欠陥が着用する気をそいでいることからくる問題意識のあらわれであろう。

シートベルト関連の法律をわかりやすく解説してほしい、という声、また諸外国が立法化にふみきった詳細な経緯を知りたいなど、実際に役立つ、法律のわかりやすい解説を望む声もあった。

5. 「説得マニュアル」の効果

(1) 読者への影響力

さて、マニュアルを読み、それによって思考に何らかの影響を受けた者がどういう形で実際の行動に移っていったか、私たちプロジェクトチームの研究目的のひとつに合致した質問の結果が表 I-8 (16頁) に示されている。

読んだ本人にどのような変化が生じたかについては、これまでも着用してきた者に自信をつけさせたり、確実に着用させたりする補強効果が大きいようである。しかし、それと同時に、「身近な人に着用を説得する気になった」とか、「実際に着用をすすめた」という者もかなりいることは心強い。

このマニュアルの目的がすでに着用している者をオピニオンリーダーとして確立することにあったことはすでに述べたが、いま一つの目的は、シートベルトをしていない者に対し、強引にシートベルトをしなさいというのではなく、シートベルトをすでに着用しているものとして扱うことによって、着用に向けて「動機づける」ことにあった。そうした観点から見ると、シートベルトの必要性がただ情報として知らされているだけというレベルだった者の 26.2% に、「自分もしよう」という気にさせたことは喜ばしい。

着用率の低いところでは動機づけ効果、着用率の高いところでは実際行動の傾向が見られる。ある程度着用行為に向けて進んでいるところでは、オピニオンリーダーとしての説得行動がかなりなされている。

読後感として、非常によかったと評価する者の場合には、説得行動に発展している者がかなり多く見られる。

表I-8 『YES/シートベルト1985』を読んで、変化が生じましたか

(単位：%)

		自分もシートベルトをしようという気になった	これまでも着用してきたが、確実に着用するようになった	身近な人に着用を説得する気になった	実際に着用を人にすすめた	いままでも着用の説得はしていたが、これを読んで自信がついた	その他	とくに変化は起きていない
回答者計		14.43	20.90	16.42	15.92	20.90	4.98	6.47
地域・職場での着用率	～ 5%	33.33	6.67	13.33	13.33	0.00	20.00	13.33
	～ 15%	21.74	13.04	17.39	8.70	30.00	4.35	4.35
	～ 25%	9.09	18.18	13.64	13.64	22.73	0.00	22.73
	～ 35%	20.00	26.67	16.67	20.00	16.67	0.00	0.00
	～ 50%	20.93	16.28	20.93	6.98	18.60	9.30	6.98
	～ 65%	0.00	28.57	0.00	28.57	28.57	7.14	7.14
	～ 80%	3.57	28.57	14.29	21.43	32.14	0.00	0.00
	81%以上	3.85	26.92	23.08	23.08	15.38	3.85	3.85
着用への周辺の関心	全く無知	16.67	50.00	16.67	16.67	0.00	0.00	0.00
	情報だけ	26.32	21.05	10.53	10.53	15.79	5.26	10.53
	関心の高まり	18.52	14.81	11.11	16.67	22.22	7.41	9.26
	気持の上で着用	16.67	22.22	19.44	16.67	11.11	5.56	8.33
	試しに着用	11.11	16.67	22.22	19.44	22.22	2.78	5.56
	実際に着用	6.00	26.00	18.00	14.00	30.00	4.00	2.00
マニアルの読了度	ていねいに読む	7.50	22.50	16.25	17.50	23.75	8.75	3.75
	ザッと眼を通す	18.18	20.91	17.27	12.73	19.09	2.73	9.09
	一部だけ眼を通す	27.27	9.09	9.09	36.36	18.18	0.00	0.00
	読んでいない	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	もっていない	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
読後感	非常によかった	6.82	9.09	20.45	20.45	36.36	6.82	0.00
	かなりよかった	8.74	27.18	15.53	14.56	22.33	6.80	4.85
	ふつうだ	35.56	20.00	13.33	13.33	6.67	0.00	11.11
	ちょっと期待はずれ	0.00	16.67	33.33	33.33	0.00	0.00	16.67
	全く期待はずれ	33.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66.67
ベルト・非着用の着用	着用している	10.73	22.60	15.25	16.38	23.73	5.08	6.21
	着用していない	47.62	4.76	23.81	14.29	0.00	0.00	9.52
プロドライバー(別集計)	タクシードライバー	2.70	40.54	18.92	18.92	13.51	0.00	5.41
	ハイヤードライバー	22.73	36.36	13.64	13.64	13.64	0.00	0.00

(2) 説得行動の効果

本当にこんなに高い効果がでるものかと多少疑問視せざるを得ないくらい、説得行動をした結果、周辺の人が「シートベルトをしてくれるようになった」とする意見が多い（表I-9）。ただこの場合、調査実施の時期が60年9月初旬であり、着用をめぐる法が施行された直後であることを考える必要があり、シートベルト着用がリーダーの説得だけの効果によるものではないことは頭に入れておかなければならない。

しかし、逆に、リーダーの説得効果も大きいと思われるのは、マニュアルをていねいに読んだリーダーの下、あるいはマニュアルに対し非常に良かったという読後感をもったリーダーの下では、シートベルト着用が進んでいるからなのである。

男性、女性を問わず、高年齢のリーダーの下でシートベルト着用が進んでいるようであり、ある種の権威の利用ということが必要なことがわかる。

表I-9 あなたの説得行動は効果がありましたか

(単位：%)

		シートベルトをして くれるようになった ようだ	一応納得したよ うだ	全然効果がなか ったようだ	効果の程はわか らない
回 答 者 計		▽ 43.28	▽ 38.81	0.00	17.91
マ ニ ュ ア ル 程 読 了 度	ていねいに読む	63.33	13.33	0.00	23.33
	ザッと眼を通す	25.00	59.38	0.00	15.63
	一部だけ眼を通す	40.00	60.00	0.00	0.00
	読んでいない	0.00	0.00	0.00	0.00
	もっていない	0.00	0.00	0.00	0.00
読 後 感	非常に良かった	81.82	13.64	0.00	4.55
	かなり良かった	25.71	48.57	0.00	25.71
	ふつうだ	25.00	62.50	0.00	12.50
	ちょっと期待はずれ	0.00	50.00	0.00	50.00
	全く期待はずれ	0.00	0.00	0.00	0.00
性 ・ 年 齢	20 歳代 男	20.00	40.00	0.00	40.00
	30 歳代 男	33.33	46.67	0.00	20.00
	40 歳代 男	35.00	50.00	0.00	15.00
	50 歳代 男	53.85	38.46	0.00	7.69
	60 歳以上 男	83.33	16.67	0.00	0.00
	40 歳未満 女	0.00	0.00	0.00	100.00
	40 歳以上 女	57.14	14.29	0.00	28.57
プ ロ ド ラ イ バ ー (別 集 計)	タクシードライバー	0.00	66.77	0.00	33.33
	ハイヤードライバー	60.00	0.00	0.00	40.00

(3) マニュアルの利用法

このマニュアルをきっかけとして、説得行動の輪がどのように広がっていくかのヒントが表 I-10 に示されている。

マニュアルの今後の利用については、かなり積極的であり、多くの人に配りたいとする者が過半数となっている。しかも、ていねいに読んだ者ほど利用については積極性が見られる。

同じ利用するにしても、リーダーがトラの巻として使うやり方と、オープンにして積極的に使うやり方があるが、着用に向けてかなり進行している場合では、後者の傾向が見られて心強い。

表 I-10 『YES/シートベルト 1985』を今後どのように利用するつもりですか

(単位：%)

		自分が大事にも っていてトラの巻 として使いたい	できるだけ多く の人に配りたい	そ の 他	とくに利用は考 えていない
回 答 者 計		14.18	▽ 53.73	12.69	19.40
着 用 へ の 周 辺 の 関 心	全 全 無 知	40.00	40.00	0.00	20.00
	情 報 だ け	8.33	41.67	16.67	33.33
	関 心 の 高 ま り	16.67	44.44	11.11	27.78
	気 持 の 上 で 着 用	10.34	55.17	3.45	31.03
	試 し に 着 用	8.70	69.57	17.39	4.35
	実 際 に 着 用	17.24	58.62	20.69	3.45
マ ニ ュ ア ル 程 読 了 度	ていねいに読む	21.57	56.86	15.69	5.88
	ザッと眼を通す	9.46	52.70	9.46	28.38
	一部だけ眼を通す	11.11	44.44	22.22	22.22
	読んでいない	0.00	0.00	0.00	0.00
	もっていない	0.00	0.00	0.00	0.00
プ ロ ド ラ イ バ ー (別集計)	タクシードライバー	11.54	57.69	15.38	15.38
	ハイヤードライバー	0.00	76.67	11.76	11.76

II 法制化影響力調査の結果と分析

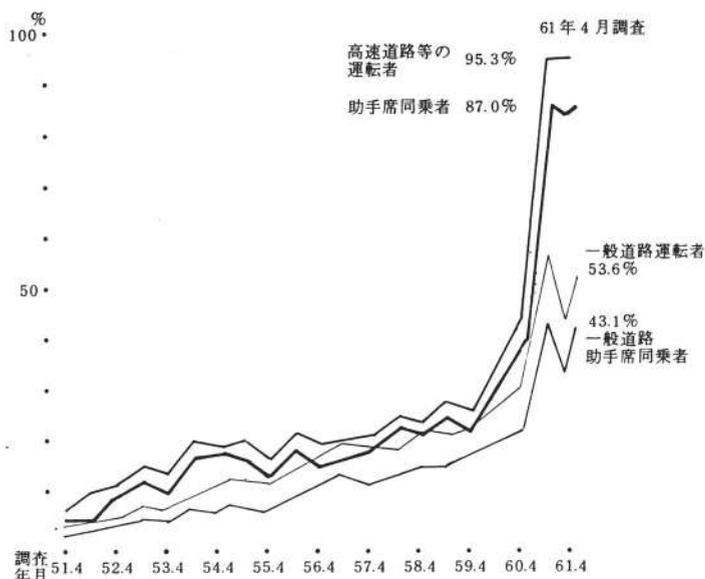
1. 調査方法の概要

わが国の道路交通法において、初めてドライバーにシートベルトの着用が義務づけられたのは、昭和46年12月のことだった。高速自動車国道、または自動車専用道路で自動車を運転するとき、ドライバーはシートベルトを装着し、また同乗者に対しては装着させるように努めなければならない、と法律として明文化されたのである。

それから15余年、昭和60年9月には、高速自動車国道や自動車専用道路でシートベルトを着用しないドライバーには、反則点1点の行政処分が科せられるようになった。

法律でシートベルトの着用が義務づけられてから今日に至るまで、着用率は着実に上昇した（図Ⅱ-1）。とくに反則点1点の法律施行直後には、高速道路でも、一般道路でも、大幅な伸び率となっている。しかし、警察庁調査によると、その後着用率は上昇するより、むしろ低下する傾向にさえある。また、東京、大阪、愛知など大都市を抱える都道府県の一般道路におけるドライバーの着用率は、30%と低率になっているという。^{*1}

私たちプロジェクトチームは、法制化によって急激に上がった着用率が徐々に減少してしまった現象を重く見て、その原因がつきとめられないかと考えた。そこで、そのヒントとして法制化の下でのシートベルト着用の実態、法律による強制に対する一般市民のホンネをひき出すために実施したのが「法制化影響力調査」である。私たちはまず、昭和60年12月4日、ホンダ青山



図Ⅱ-1 シートベルト着用率の変化（警察庁調べ）

ショールームにきたユーザーにその場で調査票に書き込んでもらったのである。

集まったサンプルは、わずか39票であったが、その結果、9月1日の法律改正は、ほとんどの者（97.4%）が知っており、シートベルト着用者84.6%のうち、9月1日以降に着用しはじめたのは54.6%で半数を軽く越えていたこと、そのきっかけは、半数以上が「罰則があるから」、「規則ができたのでしかたなく」といった法律を意識してのことであることがわかった。

法律の影響がかなり強いことを確認した上で、われわれが本調査を実施したのは、翌61年5月である。対象者は表Ⅱ-1のとおりであるが、これらの人々をサンプルとして選択した深い理由はない。その頃、一般道路でも、反則点1点の行政処分が9月にも実施されるのではないかといわれ始めていたので、それ以前に調査結果をまとめるために、協力を依頼しやすいグループを急いで選んだ、というのが実状である。調査方法は、NHK文化センター受講者に対するメールサーベ^{*2}イを除いて、他はすべて留め置き法である。協力者には粗品を進呈した。

表Ⅱ-1 法制化影響力調査対象者と調査時期および回収率

対 象 者	配布時期	配布数	回収率()実数
小金井市	'86, 5/15	130	79.2% (103)
大企業社員	5/19, 20	145	92.4 (134)
NHK文化センター受講者	5/19	670	27.2 (182)
横浜市	5/20	300	64.7 (194)
伊勢佐木町	5/22	250	72.0 (180)
江戸川区	5/20~26	1,188	68.9 (819)
計		2,683	60.1 (1,612)

調査票配布総数は2,683票、回収率は60.1%（1,612票）であった。

調査票は、付録2のとおりであるが、その概要は以下のようになっている。

Q 1. 運転頻度

Q 2. 法施行についての認知

SQ 1. 法内容についての認知

Q 3. ベルトの着用・非着用

* 1 私たちが独自に行っている東京目黒通りにおける調査でも、ドライバーの着用率は61年5月が154%、6月=14.3%、7月=18.5%、8月=19.3%、10月=30.6%と徐々に上昇してはいるが、低い傾向が見られる。（ただしこの調査は、バスとトラックを除く乗用車および軽・バンのドライバーのみを対象としている。）

* 2 NHK文化センター自動車教室卒業生。

- SQ 1. ベルト着用の時期
- SQ 2. ベルト着用の度合い
- SQ 3. 9月1日以前のベルト着用動機
- SQ 4. 9月1日以降のベルト着用動機
- SQ 5. 法施行の与えた影響
- SQ 6. ベルト非着用の理由
- Q 4. 一般道着用義務化への評価
- Q 5. SQ1. ベルト効果をめぐる意識 — 事故時効果と予防効果 —
- Q 6. 法廃止仮定時の態度
- Q 7. 性別
- Q 8. 年齢
- Q 9. 職業

2. サンプルの特性

(1) 性・年齢

有効サンプル1,612票中男性が68.8%(1,109人)と7割近くを占めており、女性は29.2%(470人)で3割に満たない(不明2.1%, 33人)。

年齢別にみると男女とも30代~40代がもっとも多く、男性では30代が24.7%、40代が19.5%で、両者合わせて44.2%(712人)である。これに女性の30代~40代17.9%(288人)を加えると、30代~40代が全体の6割以上を占めていることになる。その次に多いのが20代の男性で、11.5%(186人)。次いで男性50代9.2%(149人)、女性20代6.8%(109人)の順となっている。60歳以上は男性2.7%(44人)、女性は50代、60歳以上合わせて3.3%(53人)である。

ところで、男女とも10代はきわめて少ない。男性は1.1%(18人)、女性は1.2%(20人)で、両者合わせてもわずか2.4%である。そのため以下の分析では、男女共、サンプルとしての有意性が小さいと判断し、10代については、あえて言及しないことにした。

(2) 職業

職業別構成は、主婦・学生が24.0%(386人)、次に大企業や官庁の事務、販売、サービスの20.6%(332人)の順で多くなっている。次いで中小企業の事務、販売、サービス11.7%(188人)、大企業・官庁の生産現場、技術的職業が11.0%(177人)である。同じ職種でも、中小企業の生産現場、技術的職業は、5.0%(81人)で、大企業のその2分の1以下である。大企業、中小企業の区別なく、事務的職業従事者と生産的職業従事者の比率をみると、事務的職業従事者は、生産的職業従事者の2倍になっている。商工サービス、経営または家族従業員は8.0%(129人)、これとほぼ同率なのが専門的職業の7.8%(126人)で、その次は管理的職業5.6%(90人)である。

(3) 運転頻度

表Ⅱ-2は、運転頻度に関する特性別のクロス集計表である。今回の調査対象者の中には、免許をもっていない者(20.8%)、ペーパードライバー(8.5%)が含まれている。

その理由は、調査方法上の問題もあったが、それと同時に、助手席同乗者の態度も見たいという意図もあったためである。

一方、とにかく運転するという者は70.0%である。その内訳は、「毎日運転する」が29.7%(479人)、「時々運転する」が31.3%(505人)、「まれにしか運転しない」が9.0%(145人)

表Ⅱ-2 あなたはくるまの運転をよくしますか

(単位：%)

		毎日運転する	時々運転する	まれにしか運転しない	全然運転しない(ペーパードライバー)	免許をもっていない
回 答 者 計		② 29.71	① 31.33	9.00	8.50	③ 20.78
性 ・ 年 齢	男 10代	5.56	16.67	5.56	0.00	72.22
	20代	32.26	39.78	10.75	8.60	7.53
	30代	40.70	39.70	6.53	6.28	6.78
	40代	42.99	32.48	5.73	4.78	13.06
	50代	40.94	30.87	8.72	6.04	13.42
	60代	18.18	36.36	6.82	11.36	25.00
	女 10代	15.00	15.00	5.00	15.00	45.00
	20代	6.42	27.52	23.85	22.94	18.35
	30～40代	10.07	20.14	10.07	11.81	47.22
	50～60代	5.66	11.32	1.89	5.66	73.58
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	47.29	27.91	9.30	6.20	9.30
	専門的職業	41.27	25.40	9.52	8.73	15.08
	管理的職業	21.11	41.11	7.78	10.00	18.89
	大企業・官庁の事務、販売、サービス	22.89	43.37	9.94	9.94	13.86
	中小企業の事務、販売、サービス	42.55	24.47	6.38	9.57	16.49
	大企業・官庁の生産現場、技術的職業	39.55	44.07	6.78	2.82	6.78
	中小企業の生産現場、技術的職業	40.74	23.46	9.88	7.41	16.05
	主婦・学生・無職	8.81	22.54	10.62	11.66	45.34
その他	55.17	27.59	6.90	1.72	8.62	

である。

男女で運転頻度に大きな差が出ており、男性に頻繁に運転する者が多い。

職業別に見ると、商工サービス、中小企業の事務、販売、サービスならびに生産現場、技術的職業、また大企業・官庁の生産現場、技術的職業従事者の運転頻度が高い。主婦・学生・無職に免許非保有者が多くなっている。

(4) ベルト着用の有無

くるまに乗るとき、前席でシートベルトを着用している、という者は1,612人中70.8%(1,142

表Ⅱ-3 あなたはくるまの運転をよくしますか、そのときシートベルトはしていますか

(単位：%)

		よく運転し、 着用している	よく運転する が、非着用	運転しないが、 助手席着用	運転しないで、 非着用
回 答 者 計		① 53.66	16.32	② 16.75	12.47
性 ・ 年 齢	男 10代	11.11	16.67	27.78	44.44
	20代	62.37	20.43	10.75	5.38
	30代	64.07	22.86	7.04	5.78
	40代	63.38	17.83	9.55	8.28
	50代	69.13	10.74	10.74	8.72
	60代	59.09	2.27	20.45	15.91
	女 10代	25.00	10.00	30.00	30.00
	20代	45.87	11.93	25.69	15.60
	30～40代	27.08	13.19	32.99	26.04
	50～60代	15.09	3.77	54.72	24.53
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス（経営）	58.14	26.36	6.20	8.53
	専門的職業	60.32	15.87	17.46	6.35
	管理的職業	56.67	13.33	13.33	15.56
	大企業・官庁の事務、販売、 サービス	61.45	14.76	12.35	11.45
	中小企業の事務、販売、サ ービス	55.85	17.55	15.43	10.64
	大企業・官庁の生産現場、 技術的職業	72.88	17.51	5.65	3.95
	中小企業の生産現場、技術 的職業	56.79	17.28	16.05	7.41
	主婦・学生・無職	29.27	12.69	33.16	23.83
	その他	63.79	24.14	6.90	3.45

人)である。これには、助手席で着用している16.8%(270人)が含まれている。前席におけるベルト非着用者は28.9%(466人)で、同様にこれにも助手席非着用者12.5%(201人)が含まれている(表Ⅱ-3, 23頁参照)。

運転する者のなかでは、女性より男性の方が着用率が高い。しかし、その一方で運転する20代、30代の男性には、ベルトの非着用者が多い。

(5) 運転・着用をめぐるパターン

運転するか否か、と着用しているか否かの関係をパターン化してみたところ、「よく運転し着用している」者が53.7%(865人)、「よく運転するが非着用」が16.3%(263人)、「運転しないが助手席で着用」が16.8%(270人)、「運転せず、助手席で非着用」が12.5%(201人)である。

この4つのパターンを、それぞれの特性で分析した結果が表Ⅱ-3である。

男性の方が女性に比べて、運転頻度が高いので、当然かもしれないが、男性に「よく運転し着用している」者が多い。女性は助手席着用者が平均値より上まわっているが、同時に助手席で着用しない者と二極分化している。

職業別にみると主婦・学生・無職には運転しない者も多く、助手席での着用については着用・非着用が二極分化している。これは、そのときどきの運転者が着用するか否かが大きな影響を与えているためだと思われる。

専門的職業、大企業・官庁の社員には、よく運転し着用しているものが多い。また、管理的職業で運転しない者に非着用者が多い。つまり、管理的職業でも自分で運転している者は着用しているわけなのである。

商工サービス(経営)は、よく運転しており、着用・非着用が二極分化している。

3. 法改正についての認知

(1) 法施行についての認知

昭和60年9月1日から、ドライバーおよび前席同乗者には一般道でもシートベルト着用が義務づけられ、高速自動車国道や自動車専用道路でシートベルトを着用しないドライバーには、反則点1点の行政処分が科せられるようになったのであるが、それはドライバーおよび一般市民にどのような形で認知されているのであろうか。

表Ⅱ-4は、60年9月1日からシートベルト関係の法律が改正された事実を知っているかどうかをたずねた結果を、対象者のもつ諸特性別にクロス集計したものである。そこから明らかに、法律が改正されたという事実は、大多数の者(94.7%)が知っているのであり、マス・コミのキャンペーンの効果もさることながら、国民のクルマあるいは交通に対する関心の高さを物語っている。したがって、法改正を「知らない」者は5.0%と非常に少ないのであるが、そうした数少ない知らない層が、どんな人達によって占められているかを検討することも、

表Ⅱ-4 あなたは昭和60年9月1日からシートベルト関係の法律が改正されたのを知っていますか

(単位：%)

		知っている	知らない
回 答 者 計		94.73	4.96
性 年 齢	男 10代	83.33	16.67
	20代	97.31	2.15
	30代	99.25	0.50
	40代	96.82	2.87
	50代	97.32	2.68
	60代	88.64	11.36
	女 10代	70.00	30.00
	20代	95.41	4.59
	30～40代	88.54	11.11
	50～60代	83.02	15.09
運 転 頻 度	よく運転し、着用	98.96	0.92
	よく運転するが、非着用	96.96	2.28
	運転しないが、助手席で着用	89.63	10.00
	運転せず、助手席で非着用	80.60	19.40
職 業	農林漁業	0.00	0.00
	商工サービス（経営）	97.67	1.55
	専門的職業	97.62	2.38
	管理的職業	96.67	3.33
	大企業・官庁の事務，販売，サービス	97.29	2.41
	中小企業の事務，販売，サービス	96.28	2.66
	大企業・官庁の生産現場，技術的職業	98.87	1.13
	中小企業の生産現場，技術的職業	98.77	1.23
	主婦・学生・無職	85.75	13.99
その他	100.00	0.00	
運 転 頻 度	毎日運転する	99.16	0.63
	時々運転する	98.81	0.79
	まれにしか運転しない	95.17	4.83
	全然運転しない（ペーパードライバー）	92.70	7.30
	免許を持っていない	82.99	16.72

今後の交通行政やそれにかかわるキャンペーンを展開していくためには必要であろう。

各特性別のクロス表からも明らかなように、男女とも若年層には免許をもっていない者が多く含まれていることもあって、知らない者が平均値より高くなっている。とくに、サンプル数が少ないので確実なことはいえないにしても、10代の女性は3割の者が知らないと答えており問題を含んでいる。また、高齢者の場合には免許をもっている者も少なく、また他の年齢層にくらべてクルマに対する関心もうすいこともあって、知らない者が多くなっている。

職業別では、主婦・学生・無職の層に知らない者が平均値より多く含まれており、運転頻度との関係では、ペーパードライバーや免許をもっていない者に、知らない者が多くなる傾向が見られた。

法改正についての認知をめぐって大変興味深いのは、シートベルトの着用の有無と法が改正されたことを知っているという事実とが必ずしも深くは関係していないという結果が得られたことである。一般にわれわれは、人間は理性的な動物であり、「知る」ことが「する」ことをもたらすと考えがちである。したがってシートベルトに関しても、法改正を知っている者がシートベルトを着用し、法改正を知らない者は着用しないと考えやすい。しかし、得られたデータは必ずしもそれを肯定するものではない。

すなわち、ベルト着用の有無と運転頻度との関係でつくった4つのパターン別に、法改正を知っているかどうかを見ると、シートベルトを着用している、いないにかかわらず、よく運転する者は法改正の事実を知っていて、助手席に乗るときは着用していたとしても、自分では運転しないという者は法改正の事実を知らないということが示されている。自分で運転する者はほとんどが法改正を知っていて、運転しない者の中には知らない者も案外多く含まれているのである。

非運転者の場合、シートベルトを着用している者と着用していない者との間には、法改正を知っているか否かについて明らかに差異が見られることを重視すれば、「知る」ことが「する」ことに影響を与えていることもまた事実であるが、よく運転し、法改正も知っていながら、シートベルト非着用という者がかなり存在しているという事実にも注目する必要がある。知らせることだけでは不十分であり、何らかの方法で動機づけすることが、着用推進には必要であることがわかるのである。私たちプロジェクトチームの課題である、キャンペーン方法を研究することの意義がこの点からも明らかになったと思われる。

(2) 法内容についての認知

既に述べたように、シートベルト着用をめぐって法改正が行われたことについては多くの人たちが認知しているわけであるが、しかしその内容について正確に知っているのだろうか。

表Ⅱ-5は、法の内容について正誤入り混った短文を示し、それについて正しいと思うか否かを見ることによって、法内容が正確に認知されているかどうかをチェックした結果を示したものである。1～5の短文それぞれについて検討してみよう。

表Ⅱ-5 シートベルト関係の法律の内容はどれが正しいですか①

(単位：%)

		1 高速道路では乗員全員がシートベルトを着用しなければならない。	2. ドライバーと前席同乗者は一般道、高速道ともにシートベルトを着用しなければならない。	3. ドライバーと前席同乗者は高速道路のみシートベルトを着用しなければならない。	4. ドライバーは高速道路でシートベルトを着用しないと反則点をとられる。	5. ドライバーは一般道路でもシートベルトを着用しないと反則点をとられる。
		正解 × (×なのに○) をつけた者)	正解 ○	正解 × (×なのに○) をつけた者)	正解 ○	正解 × (×なのに○) をつけた者)
回答者計		③ 30.65	② 48.01	24.88	① 59.49	14.27
運 転 頻 度	毎日運転する	30.27	40.92	31.73	66.60	9.60
	時々運転する	23.96	53.66	27.92	65.54	11.88
	まれにしか運転しない	35.86	48.28	18.62	53.10	18.62
	全然運転しない (ペーパードライバー)	42.34	51.82	11.68	48.91	30.66
	免許をもっていない	34.33	48.06	18.21	47.76	16.12
性 ・ 年 齢	男 10代	33.33	55.56	11.11	72.22	27.28
	20代	25.27	42.47	29.03	72.58	17.74
	30代	28.14	47.99	30.40	64.57	12.31
	40代	26.43	47.45	26.11	60.19	13.06
	50代	41.61	45.64	22.15	57.05	10.07
	60代	36.36	47.73	29.55	61.36	18.18
	女 10代	20.00	55.00	15.00	55.00	15.00
	20代	27.52	52.29	28.44	58.72	15.60
	30～40代	31.25	53.47	16.67	45.83	17.71
	50～60代	49.06	39.62	13.21	49.06	13.21
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	34.88	45.74	31.78	61.24	15.50
	専門的職業	33.33	46.83	23.81	70.63	12.70
	管理的職業	30.00	51.11	24.44	60.00	11.11
	大企業・官庁の事務, 販売, サービス	25.90	51.51	25.60	62.35	13.55
	中小企業の事務, 販売, サービス	30.32	47.34	18.09	55.85	13.83
	大企業・官庁の生産現場, 技術的職業	27.11	46.89	31.07	60.45	10.73
	中小企業の生産現場, 技術的職業	32.10	40.74	25.93	56.79	12.35
	主婦・学生・無職	32.12	49.22	21.24	53.89	18.91
	その他	39.66	36.21	29.31	67.24	8.62

表Ⅱ-5 シートベルト関係の法律の内容はどれが正しいですか-②

		1. 高速道路では乗員全員がシートベルトを着用しなければならない。	2. ドライバーと前席同乗者は一般道、高速道ともにシートベルトを着用しなければならない。	3. ドライバーと前席同乗者は高速道路のみシートベルトを着用しなければならない。	4. ドライバーは高速道路でシートベルトを着用しないと反則点をとられる。	5. ドライバーは一般道路でもシートベルトを着用しないと反則点をとられる。
		正解 × (×なのに○)をつけた者	正解 ○	正解 × (×なのに○)をつけた者	正解 ○	正解 × (×なのに○)をつけた者
運 転 用 頻 有 無	よく運転し、着用	28.55	49.36	27.40	64.05	12.14
	よく運転するが、非着用	26.62	41.83	31.56	65.40	10.65
	運転しないが、助手席で着用	37.78	51.85	18.52	51.48	19.63
	運転せず、助手席で非着用	34.83	45.27	13.43	43.78	20.90

1. 「高速道路では乗員全員がシートベルトを着用しなければならない」

法では（一般道も含めて）ドライバーおよび前席同乗者にシートベルト着用の義務があるとしており、後席同乗者には着用が望まれるとしている。したがって、高速道路に限定した文章だとしても、全員着用義務というのは誤りである。ただし、このような形で誤解があるということは、着用率を高めるという見地から見れば好ましい誤解だということ是可以する。

以上のようにこの文章について、×なのに、○をつけた者は全体の30.6%に上っている。免許をもっていない者、もっていても運転しないか運転頻度の少ない者、年齢的には男女とも高年齢層に、同乗者全員がシートベルトをしなければいけないのだという誤解が多いことがわかる。

2. 「ドライバーと前席同乗者は、一般道、高速道ともにシートベルトを着用しなければならない」

この文章はすでに述べたところでも明かなように答は○が正しいのであるが、これに○をつけた者は48.0%しかいない。すなわち、過半数の者がこの点について誤解していることがわかるのである。では、その誤解は何故生じたのであろうか。それは多分、ドライバーにとってシートベルトの着用が、その意義を認知し、必要性を認知した結果なされているというケースは必ずしも多くなく、むしろ多くのドライバーは法により、違反すると反則点をとられることが恐ろしいという形で、シートベルトに関する法を認知しているということによるものだからであろう。つまり、反則点をとられることのみが頭にあるために、反則点の対象にならない一般道での着用義務については関心を示していないということなのである。

しかも、問題なのは毎日運転しているという運転頻度の高い者で正解者が40.9%と平均値を大幅に下まわっているという事実である。運転している者ほどシートベルトそれ自体の意

味、法そのものを正確に認知してほしいのに、反則点がとられるかどうかの自己の利害得失のみで法を見ていることがわかる。

なお、そこにはつねに受動的で、お上^{かみ}が決めたことは守らなくてはならない、守らないと恐いことになるといった日本人特有の社会意識の片鱗も見られ、法改正によって多くの国民が右へならえ的に着用率を高めたという事実は貴重なことではあっても、その背後にひそむ問題もあることを示唆しているように思われる。したがってこのことは、法改正によってのみ行動させることには限界があることを示しており、さまざまなフォローすべき施策が必要とされていることを示している。

3. 「ドライバーと前席同乗者は高速道路のみシートベルトを着用しなければならない」

シートベルトをしなければならないのは一般道でも同じなので、これは×であるが、○をつけたものが24.9%いた。とくに問題なのは毎日運転している者が31.7%と平均値を上まわっている点である。すでに述べたように、よく運転する人ほど反則点をとられることを気にしており、違反しても反則点をとられない一般道でのことは関心を全くもっていないことを示している。

4. 「ドライバーは高速道路でシートベルトを着用しないと反則点をとられる」

これは○であるが、表Ⅱ-5からも明らかな通り、正解者は59.5%とかなり多い。再三述べるように、反則点について具体的に言及されているこの部分については、人々は多大の関心を払い、その内容をよく認知しているということである。

しかもよく運転する者ほど、この項目については正確に認知しているということである。これらのことを考えあわせると、先にも述べたように運転頻度の高い者は、直接自分の不利益につながることはよく知っているが、法を本当に理解しているわけではなく、シートベルトの機能や目的についても、本来の意味を理解していることが疑わしくなるのである。

5. 「ドライバーは一般道路でもシートベルトを着用しないと反則点をとられる」

答は×であり、回答結果を見ても○にした人は14.3%しかいない。つまり、一般道ではシートベルトをしていなくとも反則点をとられることはないということは、かなり多くの人々に認知されていることを示している。この場合も、多くの人々が反則点をとられるか否かに多大の関心を払っていることを指し示している。しかも運転頻度の高い者ほど正解率は高くなっているのである。

(3) 認知の正確度

前項では、法の内容を正確に認知しているか否かを5つの文章に対する正誤判断を求めてチェックしたのであるが、ここでは回答者1人1人について正解がいくつあったかをもとに集計してみた(表Ⅱ-6, 30頁)。

全体的に見て言えることは、法内容は必ずしも正確には認知されていない、ということである。5つとも正解である者は15.3%、4つ正解者でも30.8%しかいないのである。法改正の事

表Ⅱ-6 シートベルト関係の法内容認知正確度

(単位：%)

		5つ正解	4つ正解	3つ正解	2つ正解	1つ正解
回答者計		15.26	① 30.83	② 30.65	③ 18.18	5.09
性 ・ 年 齢	男 10代	16.67	27.28	44.44	5.56	5.56
	20代	21.51	20.98	38.17	14.52	4.84
	30代	17.59	28.64	33.92	16.58	3.27
	40代	15.29	34.39	29.30	15.92	5.10
	50代	12.75	32.21	28.19	23.49	3.36
	60代	9.09	31.32	29.55	25.00	4.55
	女 10代	10.00	50.00	25.00	10.00	5.00
	20代	17.43	30.28	27.52	20.18	4.59
	30～40代	11.11	35.42	26.74	18.75	7.99
	50～60代	7.55	32.08	18.87	28.30	13.21
運 転 頻 度	よく運転し、着用	19.08	29.36	31.21	16.88	3.47
	よく運転するが、非着用	15.97	28.52	34.98	18.25	2.28
	運転しないが、助手席で着用	10.37	32.96	28.15	23.33	5.19
	運転せず、助手席で非着用	4.48	38.81	25.87	15.92	14.93
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	13.18	29.26	31.01	21.71	4.65
	専門的職業	18.25	30.16	34.92	12.70	3.97
	管理的職業	15.56	34.44	27.78	17.78	4.44
	大企業・官庁の事務、販売、サービス	19.58	31.02	29.22	14.76	5.42
	中小企業の事務、販売、サービス	14.36	33.51	29.26	18.09	4.79
	大企業・官庁の生産現場、技術的職業	15.82	27.68	36.72	17.51	2.26
	中小企業の生産現場、技術的職業	16.05	28.40	23.46	25.93	6.17
	主婦・学生・無職	12.18	31.61	29.53	19.43	7.25
その他	10.34	31.03	34.48	18.97	5.17	
運 転 頻 度	毎日運転する	14.20	29.65	35.70	17.95	2.51
	時々運転する	23.96	27.92	29.11	16.04	2.97
	まれにしか運転しない	12.41	31.72	31.03	18.62	6.21
	全然運転しない (ペーパードライバー)	8.03	32.85	27.74	24.09	7.30
	免許を持っていない	7.76	36.42	26.87	18.81	10.15

実は知っているも、改正の内容については正確には知られていないということなのである。

個人特性別に検討してみると、まず年齢別に見ていえることは、男女とも20代を中心とした若い層では正確に認知している者が平均値より高いことがわかる。若い層は法改正の事実については知らない者が多いが、その事実を知っている者は、内容を正確に認知している傾向が強いことを示している。法が改正されたことを知っているということと、その内容を正確にとらえているということとは違う次元のことであることがここからも推定されるのである。一方、高齢者になると認知の正確度は低下するという傾向も見られる。高齢者については、改正の事実もあまり知らず、またかりに知っていたとしても、その内容については、正確には知らない者が多いことを示している。

また、車を高頻度で運転し、しかもシートベルトを着用している者の場合には正確度が高い。よく運転していても非着用の者は、法内容を正確には認知していない傾向が見られる。

非常に意外なのは、毎日運転すると回答した者に、5つ正解や4つ正解が少ないということである。すでに述べたように、かれらには反則点のことが常に頭にあり、反則点をとられないならしめなくていいといった発想が根底にあることがここにも示されている。取締りや罰則のみによる強要がもたらす問題点がこうした回答の中には内在しているように思われる。それとは逆に、運転しない者および免許をもっていない者でも、法改正の事実を知っている者の場合には、4つ正解者が多くなっており、しかも1つの間違いは「高速道路では乗員全員がシートベルトを着用しなければならない」に○をしてしまったことによるもので、好ましい誤解だといえる。

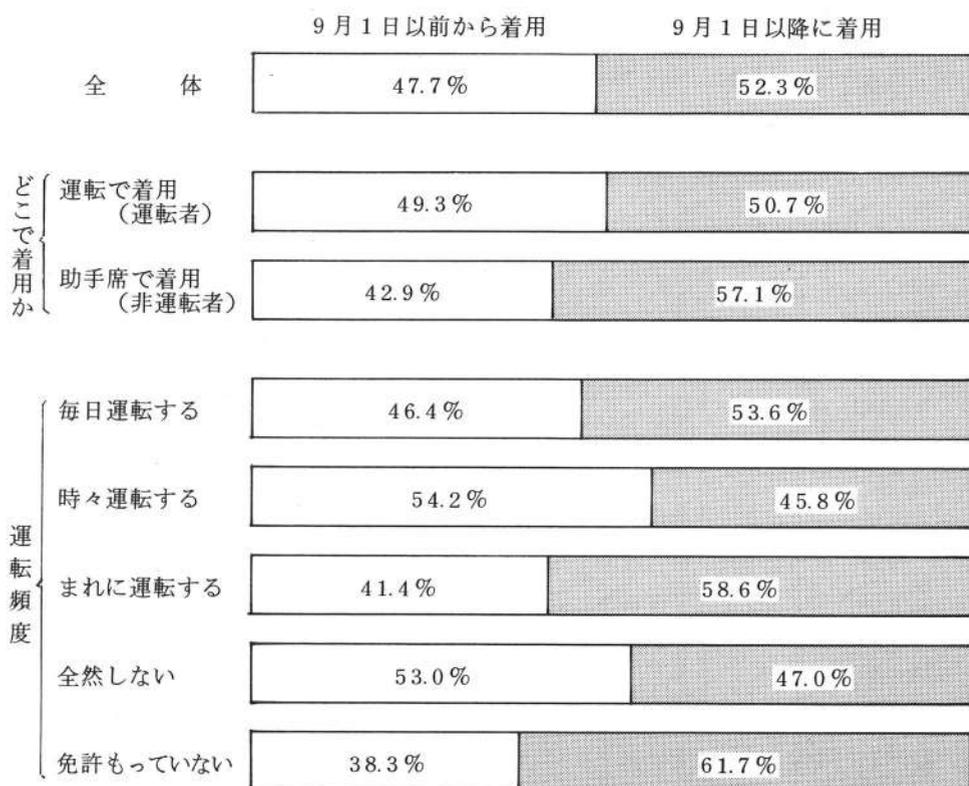
4. 法の効果

(1) 着用時期と法施行の関係

昭和60年9月1日に法が改正され、施行されたことはシートベルトの着用に対してどのような効果を生んだのであろうか。そのことを明らかにするために、現在シートベルトを着用している者に対して、どの時点つまり9月1日以前からしていたのか、それとも9月1日以降に着用し出したのかを質問した結果を示したのが図Ⅱ-2（32頁）である。

現在シートベルトを着用している者について見た場合、9月1日以前から着用している者はその47.7%であり、法施行と同時にあるいはその後に着用した者が52.3%であった。9月1日から法が施行されることはそれ以前からマス・コミその他を通じて報道されており、したがって9月1日以前の47.7%の中には、法施行と関係なくかなり以前からシートベルトを着用していた者と、9月1日の直前に、法が施行されることが報道される中で着用しだした者がともに含まれていることを考えあわせると、法改正はシートベルト着用に対して、やはり大きな影響力をもっていたということは事実である。

さらに図からも明らかなことは、運転者の方が助手席同乗者よりも9月1日以前に着用していることが多いことである。逆にいえば、前席同乗者には9月1日以降の着用者が多いのだが、



図Ⅱ-2 現在着用している者の着用時期

これは法改正で、高速道路上で前席同乗者がシートベルトをしていないと反則点が科せられるようになったことが、同乗者のシートベルト着用を推進したということであろう。

運転頻度との関係で注目されるのは、時々運転するものに9月1日以前が多く、毎日運転するものには9月1日以降の者が多いという事実である。すでに見てきたように運転頻度の高い者ほど、取締りや反則点との関係を意識する傾向があり、したがって9月1日以降の着用者が増えたのであろう。

(2) 着用有無と着用時期

前項の分析は、調査時点でシートベルトを着用している者についてのみ、法施行以前に着用していたのかどうかをたずねた結果をもとに行ったのであるが、対象者の中には法施行にもかかわらず、依然としてシートベルトを着用していない者も含まれており、法の効果を分析するには、そうした非着用者も含めた形で検討することも重要である。表Ⅱ-7は対象者を9月1日以前から着用していた者、法施行以降に着用した者、まだ着用していない者という三種類に分けて集計した結果を示したものである。

全体的には、9月1日以前から着用している者が33.5%、9月1日以後の着用者が36.7%、いまだに着用していない者が28.9%であることがわかる。調査では着用の有無を一般道とか高

表Ⅱ-7 あなたはシートベルトをしていますか。それは9月1日以前からですか、以降ですか

(単位：%)

		9月1日以前 から着用	9月1日以降 着用している	着用していな い
回 答 者 計		② 33.50	① 36.66	28.91
性 ・ 年 齢	男 10代	22.22	11.11	61.11
	20代	37.63	34.41	26.34
	30代	34.42	36.18	28.64
	40代	35.03	37.90	26.11
	50代	38.26	41.61	19.46
	60代	40.91	38.64	18.18
	女 10代	35.00	25.00	40.00
	20代	38.53	33.03	27.52
	30～40代	25.00	35.07	39.58
	50～60代	30.19	41.51	28.30
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	27.13	36.43	34.88
	専門的職業	38.10	39.68	22.22
	管理的職業	40.00	31.11	28.89
	大企業・官庁の事務, 販売, サービス	39.16	33.73	26.20
	中小企業の事務, 販売, サービス	30.32	41.49	28.19
	大企業・官庁の生産現場, 技術的職業	38.98	37.29	21.47
	中小企業の生産現場, 技術的職業	37.04	38.27	24.69
	主婦・学生・無職	26.94	35.23	37.05
	その他	31.03	39.66	27.59
運 転 頻 度	よく運転し, 着用	48.90	50.29	0.00
	よく運転するが, 非着用	0.00	0.00	100.00
	運転しないが, 助手席着用	42.22	56.30	0.00
	運転しないで, 非着用	0.00	0.00	100.00
法 の 認 知 正 確 度	5つ正解	34.96	42.68	20.73
	4つ正解	32.39	36.22	30.78
	3つ正解	36.23	33.60	29.35
	2つ正解	29.69	41.30	27.65
	1つ正解 あるいは 0	32.93	23.17	43.90
運 転 頻 度	毎日運転する	34.66	40.08	24.63
	時々運転する	41.78	35.25	22.18
	まれに運転する	31.72	44.83	22.76
	全然しない	32.12	28.47	37.96
	免許もっていない	20.90	33.73	44.48

速道とかと指定してきてはいないが、高速道のみで着用している者も、多分着用の方に回答していると思われるので、回答者の28.9%は高速道でも着用していないのではないかと判断してもいいだろう。

個人のもつ特性別に検討してみると、男性の場合には9月1日以前の着用者が20代から60代まで年代とはかかわりなく多くなっていることがわかる。男性の50代、女性の50代～60代には9月1日以降の着用者が多くなっているという特徴も見られる。

法内容についての全問正解者は9月1日以降の着用者が多い。法を意識し、法内容を正確に認知してつけ出した人も多いことをこのことは示している。一方、9月1日以前に着用した者は3つ正解者の層に高くなっており、着用の早かったことと法内容の認知正確度との間には必ずしも相関が見られない。これは、9月1日以前からの着用者には、罰則ができたから着用しはじめたというのではなく、シートベルトの必要性を本当に認めたとえ、かなり以前から着用している人がかなり多く含まれていることによる結果であろうと思われる。つまり、法律がどうであろうと、できようと思えまいと、自分が必要だと思って自発的に着用しはじめたのであり、したがって法の内容については関心がうすく、法の認知正確度は低くなっているのかも知れない。

5. 法施行以前着用者の分析

(1) 着用度合い

ここでは、9月1日以前に着用した者が、着用をめぐるどのような特性をもっているかを、シートベルトの着用度合い^{*}についてみていくことにしよう。表Ⅱ-8からも明らかな通り、シートベルト着用の度合い、つまりその着用が個人にとってどの程度習慣化しているのかについて見ると、法施行以前から着用している者はさすがに着用に対して積極的であり、「いつでもどこでも着用している」者が48.3%、「高速道路ではいつもしているが、一般道路ではときどきしかしていない」者が44.6%、「高速道路、一般道路ともときどきしている」者が3.3%、「高速道路でときどきしている」者が2.2%となっている。93%の者が高速道路では着用しているわけである。

性別で見ると男性は高年齢層に、女性は若年齢層に常時着用している者が多くなっている。若年者は全体としては着用率が低いのであるが、その中であって9月1日以前に着用している者の場合には、とくに女性の場合に関して常時着用者が多いということなのである。

自分で運転する者の方が、前席に同乗する者よりも常時着用者の比率が高くなっているが、

* 調査票では、着用の度合いを1.いつでも、どこでもしている、2.高速道路ではいつもしている、3. 高速道路でときどきしている、4.高速道路、一般道路ともときどきしている、5.高速道路ではいつも、一般道路ではときどきしている、の5つに分類したが、分析の段階で2と5を合成し、4つで作表した。

表Ⅱ-8 いつでも、どこでもシートベルトをしていますか①

(単位：%)

		いつでも、 どこでもし ている。	高速道路で はいつもし ているが、 一般道では ときどきし かさない。	高速道路、 一般道路と もにときど きしている。	高速道路で ときどきし ている。
回 答 者 計		① 48.33	② 44.63	3.33	2.22
性 年 齢	男 10代	50.00	0.00	50.00	0.00
	20代	44.29	50.00	1.43	4.29
	30代	49.64	43.07	3.65	2.92
	40代	49.09	44.55	4.55	1.82
	50代	50.88	45.61	0.00	0.00
	60代	55.56	44.44	0.00	0.00
	女 10代	71.43	28.58	0.00	0.00
	20代	54.76	35.71	4.76	4.76
	30～40代	40.28	51.39	1.39	1.39
	50～60代	37.50	43.75	12.50	0.00
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	48.57	50.00	2.86	0.00
	専門的職業	43.75	43.07	2.08	2.08
	管理的職業	52.78	44.55	2.78	2.78
	大企業・官庁の事務、販売、サービス	47.69	45.61	5.38	3.08
	中小企業の事務、販売、サービス	33.33	44.44	3.51	3.51
	大企業・官庁の生産現場、技術的職業	62.32	28.58	0.00	1.45
	中小企業の生産現場、技術的職業	30.00	35.71	3.33	3.33
	主婦・学生・無職	50.00	51.39	3.85	1.92
その他	72.22	43.75	0.00	0.00	
運 着 転 用 頻 有 度 無	よく運転し、着用	51.77	43.03	2.60	1.65
	よく運転するが、非着用	0.00	0.00	0.00	0.00
	運転しないが、助手席着用	36.84	50.00	5.26	4.39
	運転しない、非着用	0.00	0.00	0.00	0.00

よく運転し、しかも法施行前から着用している人たちの中には、シートベルト着用に関し模範的な運転者が多く含まれていることを示しているものである。

法の認知正確度との関連で見ると、全問正解者の中に、「高速道路ではいつもしているが、一般道ではときどきしかしていない」者が58.1%と多くなっていることも注目される。これは

表Ⅱ-8 いつでも、どこでもシートベルトをしていますか②

		いつでも、どこでもしている。	高速道路でいつもしているが、一般道ではときどきしない。	高速道路、一般道路ともにとどきしている。	高速道路でときどきしている。
法の認知正確度	5つ正解	39.53	58.14	1.16	1.16
	4つ正解	50.93	42.24	3.11	1.86
	3つ正解	48.04	44.14	4.47	2.23
	2つ正解	55.17	35.63	3.45	3.45
	1つ正解あるいは0	40.74	48.15	3.70	3.70
早期着用動機（9/1以前）	教習所で習ったから	60.00	28.57	8.57	2.86
	講習会で教えられて	55.56	44.44	0.00	0.00
	身近な人が事故に遭ったから	42.86	50.00	0.00	7.14
	法で着用が義務づけられたから	18.60	76.74	0.00	2.33
	職場の着用運動が盛んだから	81.08	13.51	5.41	0.00
	知人からすすめられて	63.64	27.27	9.09	0.00
	マス・コミのキャンペーン	30.43	60.87	8.70	0.00
	自分の身を守りたいから	49.57	45.72	2.14	1.28
	ドライバーとして当然だから	60.00	35.00	0.00	5.00
	カッコイイから	0.00	0.00	0.00	0.00
	からだ安定して楽だから	60.00	40.00	0.00	0.00
運転しやすいから	100.00	0.00	0.00	0.00	

かれらが明らかに罰則を意識しているからだと思われる。

次の項で詳しく述べる着用のきっかけ、または動機との関連で見ると、「いつでも、どこでも」といった完全着用者ないし常時着用者は、「教習所で習ったから」、「講習会等で教えられて」、「職場で着用運動が盛んだから」、「知人からすすめられて」、「ベルトをするとからだ安定して楽だから」、「運転がしやすいから」という6つの動機のどれかでシートベルトを着用しはじめていることがわかる。6つの動機のうち、前の2つはいわば教育によって常時着用者が育つことを示し、後の2つは自分の運転体験によって得られたシートベルト効果への認知が常時着用者を生み出していることを示している。それに対して、職場、知人といった中間の2つの動機は、私たちのプロジェクトチームが意図している市民参加型ないし口コミ型の動機づけが、常時着用者を生み出す重要なファクターとなっていることを示していると思われる。

「高速道路ではいつもしているが、一般道ではときどきしかしていない」という答えは、「法律で着用が義務づけられたから」とか「マス・コミなどのキャンペーンでなるほどと

思って」といった動機で着用しはじめた者に多い。法を意識して法施行以前に着用しはじめた者の場合には76.7%がそれに当るが、そうした者は罰則の中で要求される範囲で着用しているにすぎないのであり、法による強要は必要最小限の着用をもたらすだけにすぎないということを示している。

マス・コミのキャンペーンで着用しだした者の場合にも60.9%が高速道路を中心とした着用者である。マス・コミは「反則点をとられるから着用しましょう」式のキャンペーンではなく、「いつでも、どこでもシートベルト着用は必要です」と訴えるようなキャンペーンを展開すべきであり、受け手のインシァティブに関心を払わざるを得ないマス・コミの立場はあるにしても、マス・コミのキャンペーンの仕方にも一工夫がなされるべきことを明らかにしている。

(2) 着用動機

着用動機のうち、もっとも重要だと思われるものを選んでもらった結果を示したものが表Ⅱ-9(38～39頁)である。全体としてみると、「自分の身を守りたいから」とする者が43.3%と圧倒的に多く、法施行以前の着用者の多くが自分の身を守るためにみずから進んで着用しはじめたものであることを示している。

さらに、法による義務化を動機とする者が8.0%、職場の着用運動が6.9%、教習所で習ってが6.5%、マス・コミのキャンペーンが4.3%と続いている。

年齢で見ると若い世代に教習所で習ったことを動機とする者が平均値より高くなっているが、これは免許の取りたての者が多いことから当然のことと考えられる。また、高年齢層の場合には法による義務化をあげている者が平均値にくらべて高いことがわかる。

職業で見ると、大企業に勤務している者では、職場の着用運動をきっかけとする者が多い。これは大企業では職場を中心としたシートベルト着用キャンペーンが展開されており、しかもそれはかなり大きな効果をあげていることを示している。これは中小企業の従業員が法による義務化を動機としていることと対照的である。

商工サービス(経営)と中小企業の事務・販売・サービス従事者に、マス・コミのキャンペーンをあげている者が多く、職場での着用運動があまりさかんでないところでは、マス・コミのもつ影響力はかなり大きいと見ることができる。

法の認知正確度との関連で見ると、法内容を正確に認知している者の場合には、9月1日以前の着用動機として、講習会やマス・コミのキャンペーンをあげている者が割合多く、講習会やマス・コミは情報を正確に伝える手段として重要な役割を担っていることを示している。

6. 法施行後着用者の分析

(1) 着用動機

前節では法施行以前に着用した者についてその特性を分析したのであるが、ここでは法が施行された以降に着用しはじめた者について、まずその着用の動機から検討してみよう。

業	大企業・官庁の生産現場, 技術的職業	5.80	4.35	4.35	7.25	15.94	1.45	1.45	31.88	2.90	0.00	0.00	0.00	1.45
	中小企業の生産現場, 技術的職業	10.00	0.00	3.33	16.67	0.00	0.00	0.00	53.33	6.67	0.00	0.00	0.00	0.00
	主婦・学生・無職	9.62	0.00	2.88	7.69	0.00	4.81	5.77	55.77	2.88	0.00	0.00	2.88	0.00
	その他	0.00	0.00	0.00	5.56	5.56	5.56	0.00	44.44	11.11	0.00	0.00	0.00	0.00
運着	よく運転し, 着用	6.38	2.13	2.13	8.27	8.27	0.71	4.49	41.13	4.49	0.00	0.00	1.18	0.47
転用	よく運転するが, 非着用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
頻有	運転しないが, 助手席着用	7.02	0.00	4.39	6.14	1.75	7.02	3.51	51.75	0.88	0.00	0.00	0.00	0.00
度無	運転しないで, 非着用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運	毎日運転する	4.82	3.61	2.41	7.83	15.06	0.60	4.82	35.54	6.02	0.00	0.00	0.00	0.60
転	時々運転する	7.11	1.42	1.90	9.00	4.27	0.47	4.74	45.50	3.79	0.00	0.00	2.37	0.00
頻	まれに運転する	8.70	0.00	2.17	6.52	2.17	2.17	2.17	41.30	2.17	0.00	0.00	0.00	2.17
度	全然しない	15.91	0.00	2.27	11.36	2.27	4.55	0.00	40.91	2.27	0.00	0.00	0.00	0.00
	免許持っていない	1.43	0.00	5.71	2.86	1.43	8.57	5.71	58.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法	5つ正解	4.65	3.49	1.16	8.14	3.49	1.16	5.81	51.16	4.65	0.00	0.00	1.16	0.00
の	4つ正解	5.59	0.00	2.48	7.45	7.45	1.86	2.48	45.34	1.86	0.00	0.00	1.24	0.62
認	3つ正解	8.94	2.23	3.35	7.82	7.26	2.79	6.70	40.22	4.47	0.00	0.00	0.56	0.00
知	2つ正解	4.60	2.30	2.30	10.34	9.20	2.30	1.15	35.63	5.75	0.00	0.00	1.15	1.15
正	1つ正解あるいは0	7.41	0.00	3.70	3.70	3.70	0.00	3.70	51.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
確	いつでも, どこでもしている	8.05	1.92	2.30	3.07	11.49	2.68	2.68	44.44	4.60	0.00	0.00	1.15	0.77
度	高速道路ではいつもしている	1.06	2.13	2.13	17.02	1.06	1.06	5.32	35.11	2.13	0.00	0.00	1.06	0.00
合	高速道路でときどきしている	8.33	0.00	8.33	8.33	0.00	0.00	0.00	25.00	8.33	0.00	0.00	0.00	0.00
	高速道・一般道ともときどきしている	16.67	0.00	0.00	0.00	11.11	5.56	11.11	27.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	高速道ではいつも, 一般道はときどき	6.12	1.36	3.40	11.56	2.72	1.36	6.12	50.34	3.40	0.00	0.00	0.68	0.00

表Ⅱ-10 9月1日以降にシートベルトを着用するようになった主なキッカケは何ですか①

(単位：%)

		で仕方なく 規則ができたの	罰則があるから	マスのキャンベーン の効果知った	皆がするので仕 方なく	われなくなっ たコ悪いと思	しに要に見られ ない他人	身すめられ て近人から
回答者計		② 21.66	③ 17.43	① 25.89	0.51	3.55	0.00	3.55
性 ・ 年 齢	男 10代	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	20代	10.94	31.25	12.50	1.56	7.81	0.00	6.25
	30代	22.22	20.14	20.83	0.69	2.78	0.00	0.69
	40代	29.41	21.01	29.41	0.00	0.84	0.00	0.84
	50代	20.97	8.06	29.03	0.00	4.84	0.00	0.00
	60代	23.53	5.88	23.53	0.00	17.65	0.00	0.00
	女 10代	20.00	0.00	60.00	0.00	0.00	0.00	20.00
	20代	13.89	16.67	22.22	0.00	5.56	0.00	13.89
	30～40代	23.76	8.91	34.65	0.99	2.97	0.00	6.93
	50～60代	18.18	27.27	9.09	0.00	0.00	0.00	9.09
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	21.28	14.89	23.40	0.00	2.13	0.00	0.00
	専門的職業	28.00	16.00	32.00	0.00	6.00	0.00	6.00
	管理的職業	28.57	21.43	35.71	0.00	0.00	0.00	0.00
	大企業・官庁の事務、販 売、サービス	12.50	19.63	16.96	0.00	1.79	0.00	4.46
	中小企業の事務、販売、 サービス	24.36	19.23	21.79	2.56	3.85	0.00	1.28
	大企業・官庁の生産現場、 技術的職業	13.64	21.21	31.82	0.00	3.03	0.00	0.00
	中小企業の生産現場、技 術的職業	35.48	19.35	25.81	0.00	9.68	0.00	0.00
	主婦・学生・無職	22.79	13.24	29.41	0.74	4.41	0.00	8.82
その他	34.78	13.04	30.43	0.00	4.35	0.00	0.00	
運 転 用 頻 有 無	よく運転し、着用	20.69	19.08	25.52	0.46	4.14	0.00	2.30
	よく運転するが、非着用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	運転しないが、助手席着 用	23.68	12.50	27.63	0.66	1.32	0.00	7.24
	運転しないで、非着用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表Ⅱ-10 9月1日以降にシートベルトを着用するようになった主なキッカケは何ですか②

		規則ができなかったの	罰則があるから	マス・コミなどのキャンペーンで効果を知った	皆がするので仕方なく	かわれなく悪くなったと思	からに見られる他人に	身すめられた人から
運転頻度	毎日運転する	22.92	19.79	27.60	0.52	4.69	0.00	1.56
	時々運転する	21.35	20.79	22.47	0.56	2.81	0.00	1.69
	まれに運転する	12.31	12.31	27.69	0.00	6.15	0.00	6.15
	全然しない	28.21	12.82	25.64	0.00	5.13	0.00	7.69
	免許持っていない	22.22	12.39	28.32	0.88	0.00	0.00	7.08
法の認知正確度	5つ正解	14.29	20.95	16.19	0.00	5.71	0.00	3.81
	4つ正解	23.89	17.22	32.22	1.11	2.78	0.00	3.33
	3つ正解	19.28	20.48	27.11	0.00	2.41	0.00	1.81
	2つ正解	29.75	10.74	22.31	0.83	3.31	0.00	4.96
	1つ正解あるいは0	10.53	15.79	31.58	0.00	10.53	0.00	10.53

表Ⅱ-10からもわかるように、全体として一番多いのは、「マス・コミなどのキャンペーンでベルトの効果を知ったから」とする者で25.9%となっている。それに次いで、「規則ができたのでしかたなく」が21.7%，さらに「罰則があるから」17.4%の順で続いている。

実際は規則（法）や罰則のために着用しはじめたとしても、できれば自分の意志で着用したのだと言いたい気持は誰にでもあり、マス・コミによってその効果を知ったという回答は実態以上の比率を示しているように思われる。というのは、シートベルトの効果を知って着用しはじめたならば、例えばシートベルトは高速道路でも一般道でも着用が有効であり、したがって法もそれを義務づけていることを十分に認知していればよいはずである。ところがクロス集計からも明らかな通り、マス・コミのキャンペーンで効果を知ったことを動機とする者は本来なら認知正確度の高い層に多くなるべきなのに、むしろ低い層に多くなっているのである。これは本当にはシートベルトの効果を認知していないことを示すものである。ベルト着用にむけてマス・コミがもっている影響力を否定するという意味ではなく、逆にその影響力が多大であることを認めたいうえで、マス・コミによってシートベルトの効用が本当の意味で国民に理解されるようなキャンペーンが展開されることが望まれる。そして、それが行われたとき、シートベルトの着用率は一層の高まりを見せるであろう。

個人の特性との関連で法施行後着用者の着用動機をさらに検討してみよう。罰則があるからということをして第1の理由としてあげている者は、男性の20代～40代に多く、また運転頻度の高い層に多い。数多くのドライバーの中で中心的存在である人々が、反則点を意識してシートベ

ルト着用に踏みきっている傾向が強いことを示している。

「身近な人からすすめられて」ということを理由にした者は全体では3.6%と少ないが、女性ではこれを理由にした者が多い。回答者の中には自分では運転せず、前席同乗者の立場で回答した者も含まれていることによる結果だと見ることもできるが、それと同時に、女性には人間関係の中でシートベルト着用がひろまっていく傾向があることも示しているように思われる。

全体的に見て、「シートベルトをしていないと他人から変に見られるから」を第1の動機にあげた者が1人もいなかったというのは意外であった。現状ではシートベルトを着用してなくても、他人から白い眼では見られないということなのだろうか。例えばわれわれが一方通行の道路を誤って逆行したとしたら、道行く人々は必ず白い眼でにらみ、対面して走ってきた車の運転者からは、車を停めて注意を受けるであろうことを考えあわせると、シートベルトに関しては、まだまだそこまで社会意識が高まっていないということを示すものであろう。

(2) 法施行の与えた影響

すでに述べてきたところでも、昭和60年9月の法改正がシートベルト着用にむけて多大の影響力をもっていたことについては明らかなのであるが、それまで着用していなかったのに法施行後着用した者に対して、「法がなかったらシートベルトはしめなかったか」という問をぶつけることによって、ダイレクトに法の影響力をチェックしてみた。

表Ⅱ-11は、その結果を示したものである。全体としては、法がなかったらシートベルトはしめなかったとする者が63.5%、逆に、しめたとする者は31.5%となっている。回答者はすべて法施行以降に着用しはじめた者であり、法施行以後にはじめて車に乗り出した人がほんの少数はいるにしても、大部分はそれ以前には着用していなかった人たちである。したがって、ほぼ100%が法施行の影響を受け、法によって着用しだしたというのが実態であろう。つまり極論すれば100%の人が法がなかったらしめないという立場に本来はあったと見なすことができる。ところが、回答結果は、3割強の者がたとえ法が改正されなかったとしても着用したと答えているのであり、このことは実際は法によって着用しても、現在の心境ではそうは思いたくない者、つまりシートベルトの着用が習慣化し、その効果を知って自ら進んで着用したと自己を正当化したいと考えている者が3割強できたということを示すものだと考えられる。その意味では法改正はかなりの効果をもったと見なすことができる。

性・年齢で見ると、男女とも若い層に法がなくともしめたとする者が他の層より多くなっている。すでに見たように若い層では法改正そのものを知らないとする者が多いことから、法改正に関係なくしめたとする者が多くなった結果と見ることもできなくはないが、大きな理由はもっと他にあるように思われる。それは、若い人たちは自分を正当化したいという意識がことさら強く、たとえシートベルトを法によってしめたとしても、自らすすんでしめたのだと主張したい気持を強くもっていることのあらわれだと思われる。というのは、後に述べるように、現時点でかりに法がなくなったらどうするかという問いに対して、若い層はそうなればしめな

表Ⅱ-11 (9/1以降着用者のみ)もし法律がなかったらシートベルトはしませんでしたか①

(単位：%)

		しめない	しめる	不明	
回 答 者 計		① 63.45	② 31.47	5.08	
性 ・ 年 齢	男 10代	50.00	50.00	0.00	
	20代	51.56	43.75	4.69	
	30代	67.36	27.08	5.56	
	40代	73.11	23.53	3.36	
	50代	50.00	43.55	6.45	
	60代	64.71	23.53	11.76	
	女 10代	40.00	60.00	0.00	
	20代	52.78	44.44	2.78	
	30～40代	70.30	26.73	2.97	
	50～60代	68.18	18.18	13.64	
	運 転 用 意 有 無	よく運転し、着用	64.37	31.72	3.91
		よく運転するが、非着用	0.00	0.00	0.00
運転しないが、助手席で着用		60.53	31.58	7.89	
運転せず、助手席で非着用		0.00	0.00	0.00	
業 職	農林漁業	0.00	0.00	0.00	
	商工サービス(経営)	61.70	36.17	2.13	
	専門的職業	56.00	40.00	4.00	
	管理的職業	53.57	25.00	21.43	
	大企業・官庁の事務, 販売, サービス	59.82	32.14	8.04	
	中小企業の事務, 販売, サービス	80.77	19.23	0.00	
	大企業・官庁の生産現場, 技術的職業	60.61	37.88	1.52	
	中小企業の生産現場, 技術的職業	83.87	16.13	0.00	
	主婦・学生・無職	60.29	34.56	5.15	
	その他	69.57	17.39	13.04	
運 転 頻 度	毎日運転する	68.75	28.65	2.60	
	時々運転する	60.11	34.27	5.62	
	まれにしか運転しない	63.08	33.85	3.08	
	全然運転しない(ペーパードライバー)	53.85	38.46	7.69	
	免許を持っていない	62.83	29.20	7.96	

表Ⅱ-11 (9/1以降着用者のみ)もし法律がなかったらシートベルトはしませんでしたか②

		しめない	しめる	不明
認知 正確度	5つ正解	56.19	36.19	7.62
	4つ正解	65.56	30.00	4.44
	3つ正解	60.84	34.34	4.82
	2つ正解	68.60	27.27	4.13
	1つ正解 あるいは 0	73.68	21.05	5.26
9/1 以降着用 の動機	規則ができたのでしかたなく	85.16	14.06	0.78
	罰則があるから	70.87	24.27	4.85
	マス・コミなどのキャンペーンで効果知って	49.67	47.06	3.27
	皆がするようになったのでしかたなく	100.00	0.00	0.00
	法制化されたので、カッコ悪いと思われない	52.38	38.10	9.52
	他人に変に見られる	0.00	0.00	0.00
	身近な人から薦められて	61.90	38.10	0.00
不明	55.36	33.95	10.49	
一般 への 着用 評価	よかったと思う	59.51	35.33	5.16
	必要ないと思う	79.49	16.24	4.27
	早すぎたと思う	75.86	17.24	6.90
	不明	53.25	41.56	5.19

くると答えている者が多いのであり、かれらが実際には法という他律的な状況の中で着用していることを証拠づけてしまっているのに、かれらは自分が他律の中で着用して走ったというのを認めたくないものであり、自律であったといたいことからきたものであろう。

職業別に見ると、中小企業の従業員に、法がなかったらしめないという者が多くなっていることが目立つ。中小企業では残念ながら交通安全をめぐっての企業内教育や指導・管理が不十分な場合が多く、シートベルトを実際には着用していても、それをいやいやながら着用しているという現状にあることを示すものであり、職場着用運動が展開されるなかでシートベルトの効用が認知されていく必要が痛感される。

法の内容について正確に認知している者の中には、シートベルトの効用そのものについても正確に理解している者が多いと思われる。5つ正解者の場合には法がなくともしめたとする者の比率が他の層より高くなっているのは、シートベルトの効用についても理解しているからだろうか、大変興味深い。

着用動機との関連で見ると、「皆がするようになったので仕方なく」とか、「規則ができたのでしかたなく」とか、「罰則があるから」といった、強制、強要を主張した動機で着用した

者は、当然ながら法がなければ着用しなかったと答える傾向が強く、マス・コミなどのキャンペーンで効果を知ってと答えた者は、自らの意志で着用したと考える傾向を強く示している。

7. 非着用者の分析

(1) 非着用者の特性

法改正もおこなわれ、多くの国民はシートベルトを着用しているのであるが、しかしそうした中で、本調査では約29%の回答者がシートベルトは着用していないと答えている。こうした約3割に近い非着用者の特性を見ると、すでに述べたように男女若年層、女子の30～40代に多く、また職業では商工サービス（経営）および主婦・学生・無職層に多くなっていることがわかるのである。さらに、法内容については正確に認知しておらず、また運転も全くしないか、あるいは免許をもっていない層に多くなっているのである。

非着用者に着用させるには一体どのような方策が必要なのであろうか。そのことを解く糸口として、かれらに着用しない理由が何かをきいてみるのが重要なこととなる。

(2) 非着用の理由

何故シートベルトをしないのかという問いに対する回答結果を示したものが表Ⅱ-12(46頁)である。全体的にみると、シートベルトをしない理由は単純明解「面倒だから」が一番多く32.2%を占めている。面倒であることは事実だが、面倒だからしないことによってもたらされる危険や不利益を十分認知させることの必要性が痛感される。

「近所だけで高速道路は走らないから」が18.7%で、着用しない理由の第2位になっている。高速道路だけで締めなければならないという誤解を解くこともさることながら、事故の多くは一般道路上で、しかも運転開始後まもなくの状況で起っているものであり、近所だけの運転こそまさにシートベルト着用の効果があらわれることの可能性を認知させる必要がある。

「胸をしめつけられたりして、いやだから」という理由も10.5%と案外に多い。習慣化すれば苦にならないという意見も一方にあるが、これらの意見を糧としてハード面の改善の必要性も痛感されるところである。

「スピードを出さないから」が3.7%、「着用を強制されるのがいやだから」が2.6%、「シートベルトをしても効果がないと思うから」が2.2%と続いているが、それぞれ非着用者の独断的思い込みと誤解があるわけであり、そうしたものをなくす努力が必要である。

特性別に検討すると、「面倒だ」ということを理由にしている者は男子の10～40代に多いことがわかる。また、若い女性には胸をしめつけられることがいやで非着用の者が多いことも注目に値する。

非着用の理由として、「スピードを出さないから」、「効果がないから」をあげている者は、毎日運転するような運転頻度の高い者に多い。こうしたドライバーの中でも中心的な存在の者に誤解があるのは問題である。

表Ⅱ-12 なぜシートベルトをしないのですか

		(単位：%)													
回 答 者 計		①	②	③	かえって危	カッから悪い	下手だと思	洋服がシワ	取りな	取りな	取りな				
運 転 頻 度	認 知 正 確 度	運 転 に 自 信	近 所 走 ら ない	ス ピ ー ド を	効 果 が ない	面 倒 だ	強 制 だ	胸 が け ら れ る	か え っ て 危	カ ッ から 悪 い	下 手 だ と 思	洋 服 が シ ワ	取 り な	取 り な	取 り な
毎日運転する	5つ正解	0.86	18.67	3.65	2.15	32.19	2.58	10.52	0.86	0.64	0.21	0.43	1.29	0.00	0.00
時々運転する	4つ正解	0.00	27.27	0.00	0.00	45.45	0.00	9.09	9.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
まれにしか運転しない	3つ正解	2.04	8.16	2.04	2.04	40.82	8.16	8.16	2.04	0.00	0.00	0.00	4.08	0.00	0.00
全然運転しない(ペーパードライバー)	2つ正解	0.88	21.93	3.51	1.75	34.21	3.51	13.16	0.00	0.00	0.00	0.88	2.68	0.00	0.00
免許を持っていない	1つ正解	1.22	12.20	3.66	6.10	35.37	2.44	12.20	1.22	1.22	0.00	1.22	0.00	0.00	0.00
		0.00	13.79	10.34	3.45	27.59	0.00	3.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	12.50	0.00	2.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	25.00	12.50	0.00	25.00	0.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	16.67	6.67	0.00	23.33	0.00	16.67	3.33	0.00	3.33	0.00	3.33	0.00	0.00
		0.88	27.19	2.63	0.88	28.95	0.88	7.02	0.00	1.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	13.33	0.00	0.00	33.33	6.67	6.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		1.69	22.88	5.08	4.24	28.81	2.54	11.02	1.69	0.85	0.00	0.00	0.85	0.00	0.00
		0.89	18.75	4.46	1.79	31.25	4.46	15.18	1.79	0.00	0.00	0.89	0.89	0.00	0.00
		3.03	21.21	0.00	0.00	39.39	6.06	15.15	0.00	3.03	3.03	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	19.23	0.00	0.00	28.85	1.92	5.77	0.00	1.92	0.00	0.00	3.85	0.00	0.00
		0.00	14.77	4.03	2.01	34.23	0.67	7.38	0.00	0.00	0.00	0.67	1.34	0.00	0.00
		1.96	17.65	1.96	0.00	33.33	5.88	15.69	0.00	1.96	0.00	0.00	1.96	0.00	0.00
		1.31	18.30	3.92	3.27	31.37	1.96	8.50	0.65	1.31	0.00	0.65	0.00	0.00	0.00
		0.69	18.62	4.83	0.69	38.62	3.45	11.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.69	0.00	0.00
		0.00	18.52	2.47	3.70	22.22	1.23	12.35	3.70	0.00	0.00	1.23	2.47	0.00	0.00
		0.00	22.22	2.78	2.78	30.56	0.00	5.56	0.00	0.00	2.78	0.00	5.56	0.00	0.00

逆に、運転頻度の低い者ほど面倒だとか、胸がしめつけられるとかの理由をあげる者が多くなっている。誤解を解くために、さまざまな情報を提供するにあたっては、相手がどのような立場に立っているのかを見極め、よくセグメントした上での戦略が展開されることが必要である。

8. 一般道着用義務化への評価と今後のシートベルト対策

(1) 一般道着用義務化への評価

昭和61年秋から一般道でのシートベルト着用義務違反者に対しても反則金を科す方向が打ち出されているのであるが、そのことに関連し、昭和60年9月にシートベルトの着用が運転者ならびに前席同乗者に義務づけられたことに対する評価を見たものが表Ⅱ-13(48～49頁)である。

一般道における着用義務化を良かったと思っている者が65.4%、義務化は必要がなかったと思っている者が20.5%、一般道での義務化は早すぎたと思っている者が4.5%という結果になっている。全体の3分の2の者が一般道での義務化をよしとしていることは、シートベルト着用の必要性を痛感している私たちにとっては、その必要性を国民の多くが認めてくれたという見地に立てば大変心強く、好ましいことなのであるが、多少うがった見方をすれば、3分の2の者が簡単に良かったと思うと答えてしまうこと自体を問題視する必要がある。というのは、これまで述べてきたことから明らかなように、たとえばシートベルトの効用について国民各層が十分に認知しているとはいいがたく、また法そのものの内容も正確には認知していない状況なのである。そうした状況であるにもかかわらず、多くの回答者が一般道での着用義務化をいとも簡単によしとしてしまうこと自体に、法制定をめぐって心しなければならぬ点がかくされているように思う。つまり、わが国の人々の多くは「それはお上が決めたことだから、いいことに違いない」あるいは逆に「お上が決めたことに逆らうと、とんでもないことになる」といった感情の持主であり、上からの法制定を簡単に受け入れてしまうという日本の社会意識の特徴が見受けられるということなのである。

法制定が本当に必要なかどうか、本当に有効なのかどうかの論議が十分つくされないままに法制定がおこなわれても、そうした社会意識の下では法は守られ、それなりの効果はあらわれる。しかし、それが国民各層の間で十分論議され、納得されたものでないだけに法制定直後には大きな成果があらわれたとしても、やがてザル法になってしまうということもあり得るのであり、この点には十分な配慮がなされるべきである。

次に回答者の特性別に見てみると、運転頻度との関係では、あまり運転しなかったり、ペーパードライバー、あるいは免許を持っていない者の方が、一般道での着用義務化を良かったと見ている。つまり運転と深くかかわっていない層は、一般道での着用義務化を賛成と見るのであるが、逆によく運転する人たちは必要がなかったとする者が平均値を上まわっている。これはいづれ反則点をとられることになるのでは、という先行きに対する不安感を反映したのもあろう。

表Ⅱ-13 シートベルトの着用が一般道でも義務づけられたことをどう思いますか①

(単位：%)

		良かったと思う	必要ないと思う	早すぎたと思う
回 答 者 計		① 65.38	② 20.53	4.47
性 ・ 年 齢	男 10代	66.67	27.78	0.00
	20代	55.91	30.65	4.30
	30代	61.81	24.37	5.03
	40代	61.78	21.66	5.41
	50代	71.14	21.48	2.01
	60代	75.00	11.36	2.27
	女 10代	70.00	20.00	5.00
	20代	73.39	16.51	6.42
	30～40代	73.61	11.81	3.12
	50～60代	71.70	15.09	3.77
運 着 転 用 頻 有 度 無	よく運転し、着用	68.55	18.73	3.58
	よく運転するが、非着用	42.59	36.50	9.89
	運転しないが、助手席で着用	77.41	10.00	3.70
	運転せず、助手席で非着用	66.17	20.90	1.99
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	55.81	27.13	4.65
	専門的職業	69.05	19.05	4.76
	管理的職業	63.33	22.22	5.56
	大企業・官庁の事務、販売、サービス	66.57	19.88	5.72
	中小企業の事務、販売、サービス	59.04	26.60	2.66
	大企業・官庁の生産現場、技術的職業	65.54	19.21	3.95
	中小企業の生産現場、技術的職業	61.73	25.93	6.17
	主婦・学生・無職	72.02	16.32	3.63
その他	62.07	22.41	5.17	
運 転 頻 度	毎日運転する	61.38	22.55	5.85
	時々運転する	61.98	25.35	3.76
	まれにしか運転しない	68.28	15.17	6.90
	全然運転しない(ペーパードライバー)	72.26	13.14	6.57
	免許を持っていない	72.84	15.22	1.49

表Ⅱ-13 シートベルトの着用が一般道でも義務づけられたことをどう思いますか②

		良かったと思う	必要ないと思う	早すぎたと思う
認知正確度	5つ正解	63.41	22.76	4.07
	4つ正解	70.02	19.52	2.82
	3つ正解	62.96	21.05	6.48
	2つ正解	63.14	20.14	4.78
	1つ正解 あるいは 0	65.85	18.29	2.44
着用時期	9/1 以前 着用	80.37	13.33	2.41
	9/1 以降 着用	62.27	19.80	4.91
	非着用	52.58	30.04	6.44
着用度合 (その人たちのみの集計)	いつでも、どこでもしている	90.80	6.13	0.77
	高速道路では、いつもしている	67.02	24.47	3.19
	高速道路で、ときどきしている	50.00	41.67	8.33
	高速道路、一般道路ともときどきしている	83.33	16.67	0.00
	高速道路ではいつも、一般道ではときどき	72.11	16.33	4.76
平均	(80.37)	(13.33)	(2.41)	
早期着用動機 (その人たちのみの集計) (9/1以前)	教習所で習ったから	82.26	11.43	2.86
	講習会等で教えられて	88.89	0.00	0.00
	身近な人が事故に遭ったから	92.86	7.14	0.00
	法律で着用が義務づけられたから	72.09	16.28	6.98
	職場で着用運動が盛んだから	89.19	5.41	2.70
	知人からすすめられて	63.64	9.09	9.09
	マス・コミなどのキャンペーンでなるほどと思って	78.26	13.04	0.00
	自分の身を守りたいから	84.19	10.68	2.14
	ドライバーとして当然のことだから	85.00	15.00	0.00
	ベルトをするのは、カッコイイから	0.00	0.00	0.00
	ベルトをするとからだが安定して楽だから	80.00	20.00	0.00
運転がしやすいから	100.00	0.00	0.00	
平均	(80.37)	(13.33)	(2.41)	
後期着用動機 (その人たちのみの集計) (9/1以降)	規則ができたのでしかたなく	53.91	28.13	7.81
	罰則があるから	59.22	30.10	3.88
	マス・コミなどのキャンペーンでベルトの効果を知って	73.20	7.19	5.88
	皆がベルトをするようになったので仕方なく	66.67	33.33	0.00
	法制化されたのでカッコ悪いと思われない	61.90	19.05	4.76
	他人に変に見られる	0.00	0.00	0.00
	身近な人から薦められて	66.67	4.76	4.76
平均	(62.27)	(19.80)	(4.91)	

表Ⅱ-13 シートベルトの着用が一般道でも義務づけられたことをどう思いますか③

		良かったと思う	必要ないと思う	早すぎたと思う
シートベルト効果	事故時効果, 予防効果	85.20	8.99	2.77
	事故時効果のみ	66.16	25.14	5.29
	予防効果のみ	51.28	25.64	10.26
	わからない	27.27	55.68	10.80
	効果なし	10.00	90.00	0.00

法の認知正確度との関係では、法の内容を十分正確に認知している者で、一般道における着用義務化は必要なしと考えている者が22.8%と平均値を上まわっていることについては深く検討してみる必要がある。

また、着用時期との関係では、違いが明確にあらわれている。9月1日以前の着用者には良かったと思っている者が多いのに対し、9月1日以降に着用した者には必要ないと思っている者が多い。

大変興味深いのは、シートベルトの効果をどのように考えているかということとの関係である。シートベルトは事故時の効果もあり、また予防効果もあると考えるシートベルト信奉者は、良かったとする者が85.2%と圧倒的に多くなっているということである。シートベルトの効用を真の意味で認知させることが、シートベルトの積極的着用を結果あるということの証しであろう。

(2) 法廃止時の態度

シートベルトの着用は、一般道でも反則点をとるなどの方針が打ち出されていることからわかるように今後ますます強化され、法律が廃止されることは考えられないが、かりにそれが廃止されるとしたらどうするかを質問してみた結果が表Ⅱ-14である。これは法の改正がどのような成果をあげたかを見るうえで有効な質問だと思われる。

全体的には、シートベルトに関する法律がなくなってもしめていくとするものが46.2%、しめなくなるとするものが35.1%、当然しめないが7.8%、強制されないなら逆にしめるが2.3%となっている。

法がなくなった場合、男女とも若い層に「当然しめない」とする回答が多いことが性・年齢別クロスからは見られる。

また、現在着用している者は法廃止があってもしめていくという回答をする傾向が高いのに対して、当り前ではあるが現在非着用の者は、しめなくなるとか当然しめないといった回答が多くなる。

さらに9月1日以前に着用している者の場合、またいつでも、どこでもシートベルトを着用

表Ⅱ-14 シートベルトに関する法律がなくなったらどうしますか①

(単位：%)

		しめていく	しめなくなる	強制されな いなら逆に しめる	当然しめな い
合 計		① 46.15	② 35.11	2.30	③ 7.82
性 ・ 年 齢	男 10代	38.89	38.89	0.00	22.22
	20代	41.94	34.95	4.84	9.14
	30代	45.23	37.44	2.26	6.78
	40代	42.68	37.90	1.59	8.60
	50代	58.39	25.50	4.03	5.37
	60代	75.00	13.64	0.00	2.27
	女 10代	55.00	25.00	0.00	15.00
	20代	50.46	36.70	0.92	9.17
	30～40代	42.71	38.89	2.08	7.29
	50～60代	45.28	35.85	0.00	15.09
運 転 頻 度 有 無	よく運転し、着用	58.96	28.09	1.73	2.89
	よく運転するが、非着用	7.22	57.03	2.66	21.29
	運転しないが、助手席で着用	63.70	25.93	3.33	3.33
	運転しないで、助手席で非着用	19.40	48.76	2.99	16.92
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス（経営）	44.19	35.66	3.88	3.10
	専門的職業	51.59	28.57	3.17	9.52
	管理的職業	43.33	37.78	3.33	5.56
	大企業・官庁の事務，販売，サービス	47.89	34.34	3.01	7.83
	中小企業の事務，販売，サービス	39.36	38.83	1.60	10.11
	大企業・官庁の生産現場，技術的職業	50.85	31.64	1.69	5.08
	中小企業の生産現場，技術的職業	46.91	43.21	1.23	4.94
	主婦・学生・無職	46.37	37.56	1.30	9.59
その他	43.10	32.76	3.45	12.07	
運 転 頻 度	毎日運転する	43.42	35.70	2.92	7.10
	時々運転する	50.50	33.86	1.19	6.93
	まれにしか運転しない	45.52	35.86	1.38	8.28
	全然運転しない（ペーパードライバー）	54.74	23.36	5.84	8.03
	免許を持っていない	40.90	40.60	2.09	9.55

表Ⅱ-14 シートベルトに関する法律がなくなったらどうしますか②

		しめていく	しめなくなる	強制されないなら逆にしめる	当然しめない
認知正確度	5つ正解	47.56	34.96	1.63	5.69
	4つ正解	46.68	34.61	2.01	8.45
	3つ正解	46.56	35.43	2.83	7.29
	2つ正解	45.39	33.45	2.73	9.22
	1つ正解 あるいは 0	39.02	42.68	1.22	8.54
着用時期	9/1 以前 着用	81.48	13.15	1.67	1.11
	9/1 以降 着用	40.44	41.29	2.54	4.91
	非着用	12.45	53.43	2.79	19.53
その人たちのみの集計 着用度合	いつでも、どこでもしている	89.66	7.66	0.77	0.38
	高速道路では、いつもしている	72.34	23.40	0.00	1.06
	高速道路で、ときどきしている	33.33	50.00	8.33	8.33
	高速道路、一般道路ともときどきしている	72.22	27.78	0.00	0.00
	高速道路ではいつも、一般道ではときどき	79.59	10.88	3.40	2.04
	平均	(81.48)	(13.15)	(1.67)	(1.11)
評義一般 義務化への着用	良かったと思う	60.63	30.74	2.37	3.89
	必要ないと思う	20.54	51.96	2.42	22.36
	早すぎたと思う	22.22	59.72	4.17	12.50
シートベルト効果	事故時効果・予防効果	62.52	28.22	2.21	4.56
	事故時効果のみ	46.88	40.08	3.02	6.81
	予防効果のみ	33.33	46.15	2.56	12.82
	わからない	11.36	63.64	2.27	21.59
	効果なし	0.00	55.00	0.00	45.00
早期着用動機 (その人たちのみの集計)	教習所で習ったから	82.86	11.43	0.00	2.86
	講習会で教えられて	88.89	0.00	0.00	0.00
	身近な人が事故に遭ったから	78.57	21.43	0.00	0.00
	法で着用が義務づけられたから	55.81	37.21	2.33	4.65
	職場の着用運動が盛んだから	72.97	21.62	2.70	0.00
	知人からすすめられて	72.73	18.18	0.00	0.00
	マス・コミのキャンペーン	91.30	8.70	0.00	0.00
	自分の身を守りたいから	90.17	5.56	2.14	0.00
	ドライバーとして当然だから	85.00	0.00	5.00	5.00
	からだ安定して楽だから	100.00	0.00	0.00	0.00
	運転しやすいから	100.00	0.00	0.00	0.00
平均	(81.48)	(13.15)	(1.67)	(1.11)	

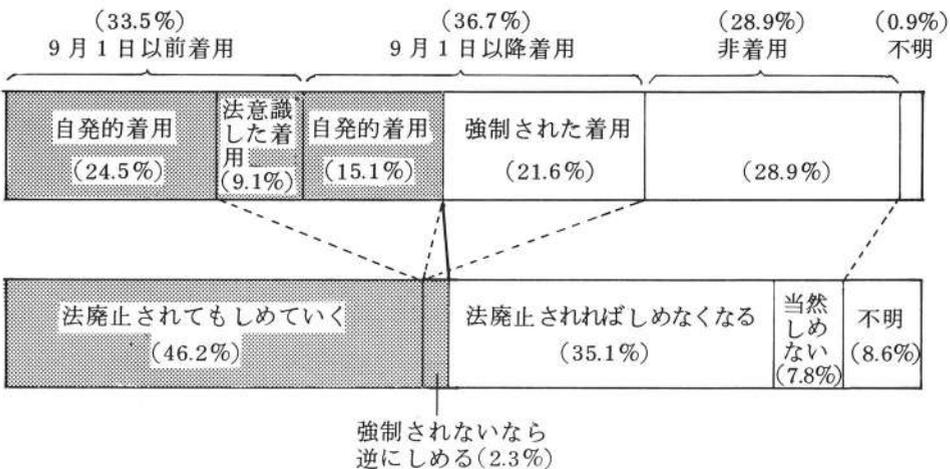
している者の場合には、法が廃止されたとしても、しめていくとする態度が強く見られるのである。

シートベルトの効果についてどのように考えているかということとも相関が大きい。すなわち、シートベルトは事故を起したときの効果もあるが、同時に事故を未然に予防する効果もあると考えている層は、法が廃止されてもしめていくと答える傾向が強く、シートベルトの効果はどちらか一つだと考えている層および効果なしと考えている層はしめなくなるが平均値より高い。なお、シートベルト効果については次節で詳しく論ずる。

さて、法が廃止されたときの態度については以上見てきた通りなのであるが、それでは昭和60年9月に改正された法はシートベルト着用に向けてどのような効果をもたらしたといえるのであろうか。その点を明らかにするために、すでに述べたシートベルトの着用時期、その着用動機と、この法廃止時の態度の三変数を対比して図Ⅱ-3を作成してみた。この図によって、法改正の効果について検討してみたい。

すでに述べたように、9月1日以前の着用者は全体の33.5%であったわけであるが、この中には自発的に着用しだした者と、法を意識して着用したものとが同時に含まれている。そこで両者を区分する方法がないか検討した結果、多少強引ではあるが着用動機からそれを推定するという方法をとった。すなわち、着用動機のうち、法による義務化、マス・コミのキャンペーン、職場の着用運動をあげた場合には、これを9月1日以降施行される法を意識した着用と判定し、それ以外の動機の場合には自発的着用と判定したのである。そのような方法によって、9月1日以前の着用者は自発的着用者24.5%、法を意識した着用者9.1%に分けることができたのである。

図Ⅱ-3 着用時期、着用動機ならびに法廃止時の態度をめぐる相互連関



また、すでに述べたように9月1日以降の着用者の大半は、法が施行されたことによって着用しているわけで、大多数が実際は強制されているのであるが、しかし本人の意識としてはあくまで強制だと考えている者と、いや自分は自発的に着用したのだと考えている者がある。「規則ができたので仕方なく」とか、「罰則があるから」とか、「皆がするので仕方なく」とか、「しないと変に見られる」といった動機をあげている者は、あくまで強制だと判断していると思われる。それ以外を自発的と判断すると、9月1日以降の着用者は、自発的着用者15.1%と強制された着用者21.6%にわけることができる。それ以外に非着用者が28.9%いるわけである。

以上のような数字を前提にして法の効果を見ると、まず9月1日以前の自発的着用者（法が施行されなくてもしめていた人）24.5%、法の施行によって46.2%（法がなくてもしめていく人）に約倍増したという効果があることがわかる。法廃止されても縮めていくと答えた46.2%が今後も維持されていくかどうかの保障はないが、やはり法施行はかなりの効果をもたらしたことは事実といえよう。

それではその増大した部分はどんな人たちによって占められているのであろうか。大変強引な見方かも知れぬが、9月1日以前に法を意識して着用した9.1%の人々、9月1日以降に着用しながら自分は自発的着用をしたのだと考えている人々15.1%を、本来の自発的着用者に合計した数値が、法が廃止されてもしめていくとする46.2%に大変近い数値になっていることに注目する必要がある。つまり、9月1日以降に着用した人でも、自発的に着用したと考えている層の多くは、法がなくなってもしめていく方のグループに入るわけなのである。逆にいえば、あくまで強制だと考えている層は、法がなくなれば直ちにしめなくなるわけで、政策的には強制でありながら、市民に自発的に着用したのだという気持をどうやってもってもらった方がいいのかのキャンペーン戦略が工夫されるべきなのである。われわれが提唱する市民参加型のキャンペーンはまさにこの点について十分の機能を発揮するものであると考える。

最後に、強制されないなら逆にしめると回答した2.3%の人々は、もちろん少数派であるが、こうした意見の人々が100人に2人以上いるということにも注目すべきであろう。シートベルトをめぐる着用法が一方で大きな効果をあげながらも、大変な強制としてそれを感じている人がなお多くいるということ、図で見ても9月1日以降着用で強制と感じている人21.6%と非着用者28.9%の合計は50.5%となり、日本国民の過半数がシートベルト着用をめぐる法の施行をにがにがしく思っているという事実も明らかである。このことは一般道において反則点を科す場合にも十分配慮されるべき事柄だろうと思われる。

(3) シートベルトの効果をめぐる意識 — 事故時効果と予防効果 —

表Ⅱ-15は、事故のときにシートベルトは効果があると思うかという質問と、予防する効果があるかという質問に対する回答をクロスしてパターン化したものである。表からも明らかな通り、全体としては事故時効果も予防効果もともにあるとする回答は全体の44.9%であり、

表Ⅱ-15 事故のときシートベルトは効果があると思いますか。また事故を予防する効果はあると思いますか①

(単位：%)

		事故時効果 予防効果	事故時効果 のみ	予防効果 のみ	中間的 (なんとも いえない)	効果なし
合 計		① 44.85	② 32.82	2.42	1.24	③ 10.92
職 業	農林漁業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	商工サービス(経営)	41.09	33.33	3.10	0.78	10.85
	専門的職業	48.41	34.13	2.38	1.59	4.76
	管理的職業	51.11	28.89	1.11	0.00	12.22
	大企業・官庁の事務, 販売, サービス	40.36	41.27	1.51	0.30	9.94
	中小企業の事務, 販売, サービス	44.68	30.32	3.72	1.60	10.64
	大企業・官庁の生産現場, 技術的職業	44.63	36.16	1.13	2.26	6.78
	中小企業の生産現場, 技術的職業	51.85	23.46	6.17	3.70	12.35
	主婦・学生・無職	45.34	30.31	2.85	0.78	15.54
	その他	44.84	25.86	1.72	5.17	12.07
運 着 用 頻 度 合	よく運転し, 着用	46.47	35.26	1.97	1.27	7.05
	よく運転するが, 非着用	30.80	35.74	3.04	3.04	17.49
	運転しないが, 助手席 で着用	54.07	25.93	4.44	0.00	11.11
	運転せず, 助手席で非 着用	42.79	28.86	1.00	0.50	18.41
運 転 頻 度	毎日運転する	44.47	33.40	2.92	2.30	7.10
	時々運転する	41.58	37.82	1.58	0.99	11.09
	まれにしか運転しない	42.07	33.10	2.07	2.07	11.72
	全然運転しない (ペーパードライバー)	50.36	27.01	2.92	0.00	11.68
	免許を持っていない	48.66	27.46	2.99	0.30	15.22
認 知 正 確 度	5つ正解	36.99	43.50	1.22	2.03	6.91
	4つ正解	48.49	28.77	2.62	1.21	11.27
	3つ正解	43.52	34.82	2.43	0.61	12.15
	2つ正解	48.46	26.28	3.75	1.71	10.92
	1つ正解 あるいは 0	41.46	36.59	0.00	1.22	13.41
着 用 時 期	9/1 以前 着用	57.04	34.81	1.85	0.37	3.52
	9/1 以降 着用	40.78	31.30	3.21	1.52	12.35
	非着用	35.34	32.83	2.15	1.93	18.03

表Ⅱ-15 事故のときシートベルトは効果があると思いますか。また事故を予防する効果はあると思いますか-②

		事故時効果 予防効果	事故時効果 のみ	予防効果 のみ	中間的 (なんとも いえない)	効果なし
着用度合 (その人たちのみの集計)	いつでも、どこでもしている	63.98	29.50	1.15	0.77	2.68
	高速道路では、いつもしている	52.13	38.30	1.06	0.00	5.32
	高速道路で、ときどきしている	33.33	50.00	8.33	0.00	8.33
	高速道路、一般道路ともときどきしている	55.56	16.67	5.56	0.00	11.11
	高速道路ではいつも、一般道路ではときどき	50.34	43.54	2.04	0.00	2.72
	平均	(57.04)	(34.81)	(1.85)	(0.37)	(3.52)
	早期着用動機 (その人たちのみの集計)	教習所で習ったから	45.71	34.29	2.86	2.86
講習会等で教えられて		88.89	0.00	0.00	0.00	0.00
身近な人が事故に遭ったから		78.57	14.29	7.14	0.00	0.00
法律で着用が義務づけられたから		62.79	30.23	2.33	0.00	4.65
職場で着用運動が盛んだから		70.27	21.62	0.00	2.70	0.00
知人からすすめられて		27.27	36.36	9.09	0.00	9.09
マス・コミのキャンペーンでなるほどと思って		56.52	43.48	0.00	0.00	0.00
自分の身を守りたいから		56.41	38.46	1.28	0.00	2.56
ドライバーとして当然のことだから		90.00	5.00	0.00	0.00	0.00
ベルトをするのはカッコイイから		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
からだ安定して楽だから		80.00	20.00	0.00	0.00	0.00
平均	(57.04)	(34.81)	(1.85)	(0.37)	(3.52)	
法の効果	良かったと思う	58.44	33.21	1.90	0.19	4.55
	必要ないと思う	19.64	40.18	3.02	5.44	29.61
	早すぎたと思う	27.78	38.89	5.56	0.00	26.39
後期着用動機 (その人たちのみの集計)	規則ができたので仕方なく	37.50	29.69	3.91	3.13	17.97
	罰則があるから	39.81	35.92	4.85	2.91	9.71
	マス・コミなどのキャンペーンで効果知った	49.02	30.72	1.96	0.00	6.54
	皆がするので仕方なく	66.67	0.00	0.00	0.00	33.33
	カッコ悪いと思われなくなった	28.57	38.10	4.76	0.00	14.29
	していないと他人に変に見られるから	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	身近な人からすすめられて	33.33	28.57	0.00	0.00	23.81
平均	(40.78)	(31.30)	(3.21)	(1.52)	(12.35)	

かなりの者がシートベルトは事故時に効果的だというだけではなく、事故を未然に防ぐ効用があることを知っていることがわかる。しかしその反面、事故時の効果はあるが、予防効果はないと考える者も32.8%とかなり多く、事故時効果にくらべて予防効果は十分認知されていない面もあることがわかる。また、事故時効果も予防効果もともにないと考えるものが10.9%存在していることも無視できないところである。

前節で述べたように、事故時効果も予防効果もともにあると考えている者は、かりに法が廃止されたとしてもしめていこうと考える傾向が強く、その意味では両方の効果ありと考える層を増大させることが、着用推進をすすめる上で効果をもつことだといえそうである。そこで、個人の特性別に検討するなかで、両方の効果ありと考える層をどのような形で作っていったらいいかを考えたい。

職業別で見ると、着用運動のさかんな大企業の従業員に、シートベルトは事故時効果のみだと判断している人が多いことがわかる。予防効果があることを理解させるためにキャンペーンのやり方をもっと工夫すれば着用率の一層のアップに結びつくのではないと思われる。このように予防効果強調の施策は大変必要とされるわけであるが、実のところ予防効果はなかなかキャンペーンしにくい面をもっていることも事実である。そのためにはこの点が予防効果なのだという確証が大事であり、相手に十分理解させるための切り口を検討する必要がある。シートベルトの予防効果はこの点にあり、それはどの程度の効果となってあらわれるかの詳細な研究が待たれるところである。

自分では運転しないが、助手席で着用している人に事故時効果も予防効果もともにあると見ている者が多いのは注目される。予防効果の一つに、前席同乗者の安全が確保された状況の中で運転ができることがあることを示唆するものとして注目される。

さらに、着用時期との関係では、9月1日以前の着用者は両効果をいうにしても、1つの効果のみをいうにしても、いずれにしても効果をはっきり認めているのに対して、9月1日以降の着用者は効果を認めていない者が平均値を上まわっている。これはいうまでもなく法施行後の着用者の場合には、法施行前の着用者にくらべて、十分納得した上で着用した者が少ないためであり、前にも述べたように強制ではなく如何に本人に納得させるかのフォローが重要な意味をもってくるといふことなのである。

付録 1 (説得マニュアル効果測定調査)

シートベルト着用に関する意識調査

調査ご協力をお願い

この調査は、みなさんのうちどのくらいの方が日頃実際にシートベルトを着用しておられるか、またベルトの着用に関してどのようなことを感じておられるかを知るために行うものです。調査結果は、今後の交通安全対策に反映させることを目的としておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

この調査はあなたの個人的事情を調べることを目的としているわけではありません。お答えはすべて統計表のかたちにとどめますので、あなたのお名前が出てご迷惑をおかけするようなことは絶対にありません。どうか、以下の質問に対して、ありのまま、感じたままをお答えください。

お答えいただいた質問票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてなるべく早く投函して下さるようお願いいたします。

(財)国際交通安全学会

自主研究950プロジェクト
「市民参加型交通安全キャンペーンモデルの提言」

〒104 東京都中央区八重洲2-6-20
TEL 03-273-7884

研究委員長 岡 並木(朝日新聞編集委員)

調査責任者 鈴木春男(千葉大学教授)

〈ご記入上の注意〉

1. ご回答は、あてはまる項目の番号を○でかこむか、または のところに数字や言葉を記入して下さい。
2. ○印をつける数は質問によって1つのときと2つ以上のときがあります。指示にしたがって選んでください。

Q 1. あなたは、一般道におけるシートベルトの着用者の割合（着用率）は全国的に見ておおよそ何パーセントぐらいだと感じていますか。

パーセント

S Q 1. それでは、職場や地域など、あなたの周辺での着用率は何パーセントぐらいだと思いますか。

パーセント

Q 2. あなたの周辺ではシートベルト着用に向けて、人々の関心はどの程度高まっていると思いますか。（近いもの一つに○）

1. ほとんどの人がシートベルト着用に対して全く無知であり、道路交通法のシートベルトに関する部分が改正されたことを知らない人が多い
2. シートベルトに関する情報だけは、最近多くの人々に知られるようになってきている
3. 着用に結びつくかどうかは別として、シートベルトについての関心だけは高まってきている
4. シートベルトをしないことの危険性はよく知られ、気持ちの上では着用しようという気になっている人が多い
5. かなり多くの人々がシートベルトを試しに着用してみるという行動に出はじめている
6. 実際に着用している人が非常に多くなっている

Q3. シートベルト着用のきっかけとして有効なのは次のどのケースだと思いますか。
(もっとも効果的なものに◎, その次に○)

1. 職場や地域での半強制的な着用運動
2. 安全運転に関する各種講習会や教習所での説得
3. 自分の役割・立場からくる自覚
4. 知人・友人・親族など身近な人からの説得
5. 身近な人の実際の着用
6. 自分または身近な人の事故体験
7. マス・コミの着用キャンペーン
8. 法律による強制

Q4. 「YES!シートベルト1985」という名前のパンフレットを、あなたはお読みになりましたか。(1つに○)

1. かなりていねいに読んだ
2. ザッと眼を通す程度に読んだ
3. 一部分だけ眼を通した
4. もってはいるがまだ読んではいない
5. もっていない

Q5. (前問で1. 2. 3にお答えの方にかがいます) お読みになってどのように感じましたか。(1つに○)

- | | | |
|-----------------|---------------|---------|
| 1. 非常によかった | 2. かなりよかった | 3. ふつうだ |
| 4. ちょっと期待はずれだった | 5. 全く期待はずれだった | |

SQ1. (Q5で1. 2. 3にお答えの方にかがいます) パンフレットの内容のうち、どの部分がとくによいと感じられましたか。(1つに○)

- | |
|---|
| 1. 「すでにシートベルトをしているあなたへ」で展開されている1～6の部分 |
| 2. 「シートベルト着用を納得させるには、何よりも相手との対話が大切なのです」で展開されている対話技法の部分 |
| 3. 「シートベルト着用を納得させるには、何よりも相手との対話が大切なのです」で展開されている疑問と答えの部分 |
| 4. 巻末にのっている資料部分 |
| 5. その他(|
| 6. すべてよかったのでどの部分とはいええない |

SQ2. (Q5にお答えのすべての方にかがいます) 改善すべき点はどこですか。

--

Q6. (Q5にお答えの方にかがいます) お読みになったことによってあなたご自身に何か変化が生じたか。(該当するものすべてに○)

1. 自分もシートベルトを着用しようという気になった
2. これまでもシートベルトは着用してきたが、確実に着用するようになった
3. 身近な人にシートベルトの着用を説得する気になった
4. 実際にシートベルトの着用を人にすすめた
5. いままでも着用の説得はしていたが、これを読んでますます自信がついた
6. その他 ()
7. とくに変化は起きていない

SQ1. (④と⑤にお答えの方にかがいます) あなたの説得行動は効を奏しましたか? (1つに○)

1. シートベルトをしてくれるようになったようだ
2. 一応納得したようだ
3. 全然効果がなかったようだ
4. 効果の程はわからない

Q7. (Q6にお答えの方にかがいます)パンフレットを今後どのような形で利用なさるつもりですか。

1. 自分が大事にもっていてトラの巻として使いたい
2. できるだけ多くの人に配りたい
3. その他 ()
4. とくに利用は考えていない

Q8. あなたご自身のことについてうかがいます。まず性別と年齢は

1. 男 2. 女

歳

SQ1. あなたは現在シートベルトをしていますか。

1. している 2. していない

SQ2. あなたがシートベルトの着用を直接説得できる人の数は、およそ

人

SQ3. あなたがなさっている役は（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 安全運転管理者 | 2. 安全運転副管理者 |
| 3. 運行管理者 | 4. 職場の交通安全指導者 |
| 5. 地域の交通安全指導員 | |
| 6. 交通安全活動をしているグループのメンバー | |
| 7. 学校の先生 | 8. 職場の管理職 |
| 9. その他（ | ） |

S Q. 4 あなたのお仕事は

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 農林漁業 | 2. 商工サービス経営または家族従業者 |
| 3. 専門的職業 | 4. 管理的職業 |
| 5. 大企業または官庁の事務, 販売, サービス | |
| 6. 中小企業の事務, 販売, サービス | |
| 7. 大企業または官庁の生産現場, 技術的職業 | |
| 8. 中小企業が生産現場, 技術的職業 | |
| 9. 主婦, 学生, 無職 | |
| 10. その他 () | |

S Q 5. (もしお差し支えなければお答えください) あなたが最後に卒業した学校は次のうちどれですか。

- | |
|------------------------|
| 1. 小学校, 新制中学校 |
| 2. 新制高校, 旧制中学 |
| 3. 高等専門学校, 短大, 大学, 大学院 |
| 4. その他 () |

ご協力ありがとうございました。

シートベルトに関するアンケート調査

この調査は、皆さんが日頃シートベルトの着用についてどのようにお考えになり、また皆さんの着用の実態がどうであるかを知るために行うものです。

調査結果は数字として集計されるだけですのでご回答いただいた皆さんのお名前が出るなど、個人的にご迷惑をおかけすることは絶対にありません。

お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(財) 国際交通安全学会
「市民参加型交通安全キャンペーンモデルの研究」

プロジェクトリーダー：岡 並木

(国際交通安全学会理事)

調査責任者：鈴木春男

(千葉大学文学部教授)

お問い合わせ先：

(財) 国際交通安全学会

〒104 東京都中央区八重洲2-6-20

Tel. 03(273) 7884

担当事務局：古賀、伴野

〈記入上のご注意〉

1. ご回答は、あてはまる項目の番号を○でかこむか、または()に数字や言葉を記入して下さい。
2. ○印をつける数は質問によって1つのときと、2つ以上のときがあります。

Q 1. あなたはくるま（四輪車）の運転をよくなさいますか。
あてはまる番号に1つだけ○をつけて下さい。

1. 毎日運転する
2. 時々運転する
3. まれにしか運転しない
4. 全然運転しない（ペーパードライバーである）
5. 免許を持っていない

Q 2. あなたは、昭和60年 9月 1日からシートベルト関係の法律が一部改正されたのを知っていますか。

1. はい
2. いいえ

SQ1. その法律の内容は次のうちどれが正しいですか。正しいと思うものすべてに○をつけてください

1. 高速道路では乗員全員がシートベルトを着用しなければならない
2. ドライバーと前席同乗者は、一般道路、高速道路ともにシートベルトを着用しなければならない
3. ドライバーと前席同乗者は高速道路のみシートベルトを着用しなければならない
4. ドライバーは高速道路でシートベルトを着用しないと反則点をとられる
5. ドライバーは一般道路でもシートベルトを着用しないと反則点をとられる

Q 3. あなたはくるまに乗るとき（運転をなさらない方は助手席に乗った時でお答え下さい。）シートベルトをしていますか。

1. はい
 2. いいえ
- └── (p3の SQ6におすすみ下さい)

SQ1. シートベルトをするようになったのは、昭和60年 9月 1日以前ですか。その後ですか。

1. 9月 1日以前

2. 9月 1日以後

└── SQ2、SQ3 にお答え下さい

└── SQ4、SQ5 にお答え下さい

SQ2. いつでも、どこでもシートベルトをしていますか。

1. いつでも、どこでもしている

2. 高速道路では、いつもしている

3. 高速道路で、ときどきしている

4. 高速道路、一般道路ともときどきしている

5. 高速道路ではいつも、一般道路ではときどきしている

SQ3. あなたが昨年 9月 1日以前にシートベルトをするようになったキッカケは何ですか。あてはまる番号すべてに○、そのうちもっとも主要なものに◎をつけて下さい。

1. 教習所で習ったから

2. 講習会等で教えられて

3. 身近な人が事故に遭ったから

4. 法律で着用が義務づけられたから

5. 職場で着用運動が盛んだから

6. 知人からすすめられて

7. マスコミなどのキャンペーンでなるほどと思って

8. 自分の身を守りたいから

9. ドライバーとして当然のことだから

10. ベルトをするのはカッコイイから

11. ベルトをするとからだ安定して楽だから

12. 運転がしやすいから

SQ4. あなたが 9月 1日以降にシートベルトを着用するようになったキッカケは次のどれにあたりますか。あてはまる番号すべてに○、そのうち1番重要なものに◎をつけて下さい。

1. 規則ができたのでしかたなく
2. 罰則があるから
3. マスコミなどのキャンペーンでベルトの効果を知ったから
4. 皆がシートベルトをするようになったので仕方なく
5. 法制化されたので、もうカッコ悪いと思われないから
6. シートベルトをしていないと他人から変に見られるから
7. 身近な人から薦められて

SQ5. もし法律がなかったら、シートベルトはしめませんでしたか。

1. はい、しめませんでした
2. いいえ、しめました

SQ6. (P1の Q3 で 2に○をつけた方だけお答え下さい) あなたはなぜシートベルトをしないのですか。あてはまる番号すべてに○、そのうち一番主要なものに◎をつけて下さい。

1. 運転に自信があるから
2. 近所だけで高速道路は走らないから
3. スピードを出さないから
4. シートベルトをしても効果がないと思うから
5. 面倒だから
6. 着用を強制されるのがイヤだから
7. 胸をしめつけられたりして、いやだから
8. シートベルトをすとかえって危険だから
9. シートベルトはカッコ悪いから
10. 運転が下手だと思われるから
11. 洋服がシワになったり、いたんだりするから
12. 警察があまり取締っていないから

Q 4. あなたはシートベルトの着用が一般道路でも義務づけられたことについてどのように思いますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけて下さい。

- 1.良かったと思う
- 2.必要ないと思う
- 3.早すぎたと思う

Q 5. あなたは、事故のときにシートベルトは効果があると思いますか。

- 1.あると思う
- 2.ないと思う
- 3.わからない

SQ1. それでは事故を予防する効果はあると思いますか

- 1.あると思う
- 2.ないと思う
- 3.わからない

Q 6. ところで、つかぬことを伺いますが、シートベルトに関する法律がなくなったら、あなたはどうしますか。

- 1.やっぱり締めていくだろう
- 2.たぶん締めなくなるだろう
- 3.強制されないのなら逆に締める
- 4.締めなくて良いのだから当然締めない

最後にあなたご自身のことについておききします。

Q7. 性別

1. 女性 2. 男性

Q8. 年齢

1. 10代 2. 20代 3. 30代
4. 40代 5. 50代 6. 60歳以上

Q9. 職業

1. 農林漁業
2. 商工サービス経営または家族従業員
3. 専門的職業
4. 管理的職業
5. 大企業または官庁の事務、販売、サービス
6. 中小企業の事務、販売、サービス
7. 大企業または官庁の生産現場、技術的職業
8. 中小企業の生産現場、技術的職業
9. 主婦、学生、無職
10. その他()

ご協力どうもありがとうございました。



(財) 国際交通安全学会

International Association of Traffic and Safety Sciences

東京都中央区八重洲2-6-20 〒104 電話03-273-7884～6